

愛知県立愛知総合工科高等学校専攻科
指定管理法人業務仕様書

愛知県教育委員会

目 次

第1章	総則	1
第1	目的	1
第2	管理に関する基本的な方針	1
第3	管理に関する基準	1
第4	法令の遵守	1
1	国家戦略特区関係法令	1
2	教育関係法令	1
3	労働関係法令	2
4	施設の維持・保守点検関係法令	2
5	個人情報関係法令	2
第5	管理において配慮すべき事項	2
1	学校全体の調和	2
2	公平な運営	2
3	守秘義務	3
4	情報の適正管理	3
5	情報公開への対応	3
6	教育委員会からの通知等への対応	3
第6	学科及びコース	3
第7	経理	4
1	予算執行	4
2	経理規程	4
3	精算	4
第8	事業計画書の提出	4
1	事業計画書の提出期限	4
2	事業計画書の内容	4
第9	学期報告書の提出	5
1	学期報告書の提出期限等	5
第10	事業報告書の提出	5
1	事業報告書の提出期限等	5
第11	モニタリング	5
1	定期モニタリング	5
2	随時モニタリング	5
第2章	業務内容	5
第1	人的管理	5
1	組織・体制	5
2	配置する職員	6
3	常勤職員	6
4	兼任	6
5	職員の要件	6

6	分掌.....	7
7	配置基準.....	7
8	職員の労務管理.....	7
9	職員研修等.....	7
10	派遣教員の受け入れ.....	8
11	学校医、学校歯科医、学校薬剤師.....	8
第2	物的管理.....	8
1	施設.....	8
2	備品等.....	9
3	リース物品.....	10
4	防火・防災及び警備.....	11
5	事故報告.....	12
6	光熱水費.....	12
7	留意点.....	12
第3	運営管理.....	13
1	年度及び学期.....	13
2	授業時間.....	13
3	授業を行わない日.....	13
4	非常変災等による臨時休業.....	13
5	事故報告.....	14
6	公印の使用.....	14
7	証明書類.....	14
8	奨学金制度.....	14
9	入学者選抜等.....	14
10	専攻科評議員の設置.....	15
11	学校評価等.....	15
12	懲戒.....	15
13	学級編制.....	16
14	管理上の目標.....	16
15	授業時間数.....	16
16	教育課程.....	16
17	年間指導計画.....	16
18	教材.....	17
19	単位認定及び修了認定等.....	17
20	定期考査.....	17
21	成績.....	18
22	学習指導.....	18
23	生徒指導.....	18
24	進路指導.....	18
25	文書等の管理.....	19

26	生徒指導要録.....	19
27	諸表簿.....	19
28	専攻科経営案.....	19
29	職員の異動等にかかる報告.....	20
30	生徒の保健、安全及び環境衛生の確保.....	20
31	毒物及び劇物の適正な管理.....	20
32	学校行事.....	20
33	企業及び大学との連携.....	20
34	広報及び情報発信.....	21
35	関係者への情報提供.....	21
36	学校徴収金等.....	21
37	保険への加入.....	21
38	災害時等の対応.....	21
第3章	留意事項.....	22
第1	業務の再委託等の制限.....	22
1	業務の主たる部分の再委託の制限.....	22
2	書面による承諾.....	22
第2	業務の継続が困難となった場合の措置.....	22
1	指定管理法人の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合.....	22
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合.....	22
第3	損害賠償.....	23
1	指定管理法人の職員等が職務を行うについて生徒その他の者に損害を与えた場合.....	23
2	管理の瑕疵によって生徒その他の者が損害を受けた場合.....	23
第4	指定の取消し等.....	23
1	指定の取消し事由等.....	23
2	指定が取り消された場合等の賠償.....	23
第5	業務の引継ぎ.....	23
第6	県の監査委員等による監査.....	24
第7	その他.....	24
別紙1	個人情報取扱事務委託基準	
別紙2	組織体制イメージ図	
別紙3	管理施設の内容	
別紙4	管理施設の定期点検・保守	
別紙5	管理施設の清掃	
別紙6	備品一覧表（2026年4月1日現在）	
別紙7	大学編入基準	
別紙8	愛知総合工科高等学校専攻科教育課程（平成28年度入学者用）概要	
別紙9	愛知総合工科高等学校専攻科教育課程（令和8年度入学者用）	

用語の定義（五十音順）

○あいちT&Eサポーター

愛知県立愛知総合工科高等学校のキャリア教育を推進するため、教育活動を支援する県内の事業所や個人をいう。

○学校全体

愛知県立愛知総合工科高等学校の本科、専攻科および附属中学校を合わせて、学校全体という。ただし、指定期間中に県立高等専門学校が当該敷地内に設置される場合は、当該高等専門学校を含め、同一敷地内で教育活動等を実施する関係主体の全体を「学校全体」という。

○学校徴収金等

管理事業費以外で、生徒又は保護者等が負担すべき経費として徴収する費用をいう。

○管理事業費

指定管理法人が愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科を管理するにあたり必要とする経費として教育委員会が指定管理法人に支払う費用をいう。

○管理施設

別紙3「管理施設の内容」で示す範囲の施設をいう。

○管理備品

愛知県教育委員会が指定管理法人に無償貸与する備品をいう。

○教育委員会

愛知県教育委員会をいう。

○公印取扱者

本科職員のうち、校長の指揮監督を受け、公印に関する事務に従事する者をいう。

○施設

建築物及び建築設備をいう。

○指定管理法人

国家戦略特別区域法第12条の3第1項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人をいう。

○指定期間

愛知県教育委員会が指定管理法人に愛知県立愛知総合工科高等学校専攻科の管理を行わせる期間をいう。

○専攻科

愛知県立愛知総合工科高等学校のうち、学校教育法第58条第1項に基づき設置され、主に高等学校を卒業した者が入学する修業年限2年の課程をいう。

○内申

校長が法令上決定権限をもつ行為について、校長にその決定権限を行使するよう責任者が申し述べることをいう。

○備品

性質形状を変えずにおおむね1年以上にわたって反復使用に耐える物品又は長期にわたって保存しようとするもので、かつ取得価格が10万円以上のものをいう。

○本科

愛知県立愛知総合工科高等学校のうち、主に中学校を卒業した者が入学する修業年限3年の課程をい

う。

○附属中学校

愛知県立愛知総合工科高等学校の敷地内に設置されている附属中学校をいう。

○本科等

愛知総合工科高校本科および附属中学校を合わせて本科等という。

○高専

指定期間中に当該敷地内に設置される予定の県立高等専門学校をいう。

○高専運営法人

指定期間中に当該敷地内に設置される予定の県立高等専門学校を運営する公立大学法人をいう。

愛知県立愛知総合工科高等学校専攻科指定管理法人業務仕様書

第1章 総則

第1 目的

愛知県立愛知総合工科高等学校（以下「愛知総合工科高校」という。）の専攻科の管理に関する業務（以下「指定管理法人業務」という。）について、必要な仕様を定める。

第2 管理に関する基本的な方針

指定管理法人は、専攻科の管理に関し、成長産業が集積し、先端的な技術が創出される拠点の形成に寄与するものづくりに関する高度な知識、技術及び技能を有する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うための教育課程の編成に参画し、当該教育課程を実施するとともに、必要な職員の配置及び設備の管理を行うものとする。

第3 管理に関する基準

指定管理法人は、次に掲げる基準により、指定管理法人業務を行うこと。

- 1 法令を遵守し、学校全体の調和を図りながら、誠実に指定管理法人業務を行うこと。
- 2 専攻科に入学しようとする者及び生徒に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- 3 生徒の意思を尊重し、将来の進路を決定させること。
- 4 一般的な教養を高め、高度な知識、技術及び技能を習得させるための教育を実施すること。
- 5 指定管理法人業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。
- 6 1から5に掲げるもののほか、教育委員会が定める基準

第4 法令の遵守

指定管理法人は、専攻科の管理に当たって、関連法令がある場合は、それらを遵守すること。特に注意すべき関連法令は以下のとおり。ただし、その他関連法令にも注意すること。

1 国家戦略特区関係法令

- ・国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）
- ・国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号）
- ・国家戦略特別区域法施行令第3条第3号の文部科学省令で定める基準等を定める省令（平成27年文部科学省令第29号）
- ・指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例（平成28年愛知県条例第11号。以下「条例」という。）
- ・指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例施行規則（平成28年愛知県教育委員会規則第3号）

2 教育関係法令

- ・教育基本法（平成18年法律第120号）
- ・学校教育法（昭和22年法律第26号）

- ・学校保健安全法（昭和33年法律第56号）
- ・愛知県立学校条例（昭和39年愛知県条例第25号）
- ・愛知県立学校管理規則（昭和32年愛知県教育委員会規則第9号）
- ・愛知県立高等学校学則（昭和39年愛知県教育委員会規則第2号）

3 労働関係法令

- ・労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・労働組合法（昭和24年法律第174号）
- ・労働契約法（平成19年法律第128号）

4 施設の維持・保守点検関係法令

- ・水道法（昭和32年法律第177号）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・電気事業法（昭和39年法律第170号）

5 個人情報関係法令

- ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月23日愛知県条例第51号）

第5 管理において配慮すべき事項

1 学校全体の調和

愛知総合工科高校は本科等と専攻科との運営主体が異なるものの、専攻科は愛知総合工科高校の一課程であることから、指定管理法人は、愛知総合工科高校の校長（以下「校長」という。）と常に密な連絡、協議を行い、本科等と専攻科との調和を図りながら、指定管理法人業務を行うこと。また、指定期間中に高専が当該敷地内に設置される場合には、指定管理法人は、校長及び高専運営法人との間で必要な連絡、協議を行い、本科等・専攻科・高専の教育活動及び施設利用等が相互に支障を生じないように、学校全体の調和に配慮すること。施設及び備品の利用にあたっては、各年度が始まるまでに、本科等、専攻科及び高専の行事や授業展開を考慮し、互いに円滑かつ安全な利用を図ること。

2 公平な運営

専攻科が公の施設であることを念頭に置いて、公平な運営を行うこととし、特定の生徒等に合理的理由なく、有利不利になるような運営は慎むこと。

3 守秘義務

指定管理法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、指定管理法人業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該指定管理法人業務以外の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定の取消しがなされた後においても同様とすること。

4 情報の適正管理

(1) 個人情報の保護

指定管理法人は、指定管理法人業務において必要な個人情報の取扱いについては、別記4「個人情報取扱事務委託基準」に基づき、適切に取り扱うこと。指定期間が満了し、又は指定の取消しがなされた後においても同様とすること。

(2) ネットワーク等の使用

ア 指定管理法人は、愛知県の許可なく、愛知県の管理するネットワークに指定管理法人の情報機器を接続し、又は愛知県の管理する情報システムの端末を利用してはならない。

イ 指定期間中に高専が設置され、高専運営法人が管理するネットワーク又は情報システムが敷地内に整備される場合には、指定管理法人は、原則として当該ネットワーク又は情報システムに指定管理法人の情報機器を接続しないこと。ただし、教育上又は管理上やむを得ず接続又は連携が必要となる場合は、教育委員会及び高専運営法人と協議の上、承認を得た場合に限り、必要な範囲で実施できる。この場合、接続範囲、セキュリティ対策、ログ管理、責任分界及び費用負担をあらかじめ明確にすること。

5 情報公開への対応

指定管理法人は、指定管理法人業務にかかる情報については、別途情報公開要綱等を策定し、情報公開に努めること。

6 教育委員会からの通知等への対応

指定管理法人は、教育委員会からの通知を遵守するとともに、照会及び依頼に随時対応すること。

第6 学科及びコース

専攻科の学科及びコースの名称、各コースの定員及び内容については、下表のとおりとする。

なお、教育委員会は指定管理法人と協議の上、学科及びコースを変更することができる。

学 科	コース	定 員		ねらい
高度技術科	自動車・航空 コース	1年生	10人	自動車・航空機の構造や仕組み、自動加工技術など、運輸機械の製造に関わる高度な技術を身に付けた産業人材の育成を目指す。
		2年生	10人	
	電気・制御	1年生	10人	発電や送電を行う電力システムや電気機器の制御技術など、電気エネルギー産業

	コース	2年生	10人	に関わる高度な技術を身に付けた産業人材の育成を目指す。
先端技術科	情報・IT コース	1年生	10人	AIやIoTに代表される情報処理技術など、情報通信に関わる先端技術を身に付けた産業人材の育成を目指す。
		2年生	10人	
	電子・ロボット コース	1年生	10人	半導体や電子回路基盤、信号処理、ロボット技術など、生産現場のデジタル化に関わる先端技術を身に付けた産業人材の育成を目指す。
		2年生	10人	

第7 経理

1 予算執行

- (1) 指定管理法人は、管理事業費の効果的かつ効率的な執行を行うこと。
- (2) 管理事業費は、指定管理法人業務（学校徴収金等から支出する経費を除く。）にのみ使用すること。

2 経理規程

- (1) 指定管理法人は、管理事業費の管理に関する経理規程を策定し、経理事務を行い、必ずその出納にかかる一連の状況を書面として管理すること。
- (2) 指定管理法人は、あらかじめ教育委員会と協議の上、学校徴収金等の管理に関する経理規程を策定し、経理事務を行い、必ずその出納にかかる一連の状況を書面として管理すること。

3 精算

年度ごとに支払う管理事業費については、当該年度に専攻科の管理において使用した経費を教育委員会に報告し、管理事業費に残額が生じた場合は、教育委員会に返還を行うこと。

第8 事業計画書の提出

1 事業計画書の提出期限

指定管理法人は、事業計画書を作成し、教育委員会が指定する期日までに提出すること。

2 事業計画書の内容

事業計画書には次の内容を記載すること。

- (1) 管理上の目標
 - ア 教育目標
 - イ 課題
 - ウ 重点目標
 - エ 数値目標
- (2) 業務実施計画
 - ア 教育課程編成表（入学年度別の学科別）
 - イ 年間行事計画

- (3) 人員配置計画
 - ア 運営組織図
 - イ 職員名簿
 - ウ 教科別職員数等一覧表
- (4) 収支計画

第9 学期報告書の提出

1 学期報告書の提出期限等

指定管理法人は、最終学期を除き、各学期終了後、30日以内に指定管理法人業務について、当該学期の事業内容を報告する書類（以下「学期報告書」という。）を教育委員会に提出すること。

第10 事業報告書の提出

1 事業報告書の提出期限等

指定管理法人は、各年度終了後、30日以内に指定管理法人業務について、当該年度の事業内容を報告する書類（以下「事業報告書」という。）を教育委員会に提出すること。

第11 モニタリング

1 定期モニタリング

教育委員会は、専攻科が設置目的に沿って適切に管理されるように、本仕様書に基づき、指定管理法人から提出される学期報告書及び事業報告書により、実地について定期的にモニタリングを行い、必要に応じて業務の改善等を指示することができる。

2 随時モニタリング

教育委員会は、生徒及び保護者等からの苦情・意見並びに事故・災害報告等があった場合や、その他教育委員会が必要と判断した場合、随時、指定管理法人に対して説明を求め、必要に応じて実地に立ち入り、業務の改善等を指示することができる。教育委員会が随時モニタリングで実地に立ち入った場合、指定管理法人は、必要な説明を行うなど、モニタリングに最大限協力すること。

第2章 業務内容

第1 人的管理

1 組織・体制

指定管理法人は、指定管理法人業務をつかさどり、専攻科職員を監督する職及び以下の部署を置くこと。なお、教務及び庶務が所管する業務内容は、愛知県立学校事務処理規程（平成28年教育委員会訓令第1号）第3条第2項に規定する別表1に準ずるものとする。

- (1) 教務を所管する部署
- (2) 庶務を所管する部署

2 配置する職員

(1) 指定管理法人業務をつかさどり、専攻科職員を監督する職

指定管理法人業務をつかさどり、専攻科職員を監督する者（以下「責任者」という。）を置くこと。

(2) 教務を所管する部署

ア 教務にかかる事務のうち、オを除く事務を統括掌理する職員（以下「教務統括者」という。）を置くこと。

イ 学級を担当する職員（以下「学級担任」という。）を置くこと。

ウ 生徒指導に関する事務をつかさどる職員（以下「生徒指導担当者」という。）を置くこと。

エ 進路指導に関する事務をつかさどる職員（以下「進路指導担当者」という。）を置くこと。

オ 教務にかかる事務のうち、専門科目（工業科目）、資格取得及び産学連携にかかる事務を統括掌理する職員（以下「専門科目統括者」という。）を置くこと。

カ 専門科目（工業科目）の指導、資格取得にかかる指導及び産学連携に従事する職員（以下「専門科目指導者」という。）を置くこと。

キ 実習、技術・技能指導の職務を助ける職員（以下「実習助手」という。）を置くこと。

ク 生徒の養護をつかさどる職員（以下「養護教諭」という。）を置くこと。

(3) 庶務を所管する部署

ア 庶務にかかる事務を統括掌理する職員（以下「庶務統括者」という。）を置くこと。

イ 庶務にかかる事務に従事する職員（以下「庶務担当者」という。）を置くこと。

(4) その他

その他必要な職員を置くことができる。

3 常勤職員

以下の職員は常勤職員とすること。なお、常勤とは1日あたり7時間30分以上かつ週あたり37時間30分以上勤務することをいう。

(1) 責任者

(2) 教務統括者

(3) 学級担任

(4) 生徒指導担当者

(5) 進路指導担当者

(6) 専門科目統括者

(7) 庶務統括者

4 兼任

学級担任、生徒指導担当者、進路指導担当者は、それぞれ兼任することができる。

5 職員の要件

専攻科に配置する職員の要件については、次のとおりとすること。

また、専攻科の教育に関連する生産現場又は研究施設等で5年以上従事した経験を有する教諭を相当数含むものであること。

(1) 責任者は、次のアからウまでの要件を全て満たす者であること。

- ア 健康で豊かな教養と高い教育的識見をもち、実践力に富み、地域社会の信頼を得ることができる者
 - イ 指定期間中、有効な高等学校教諭の免許状を有する者
 - ウ 組織の管理職的立場でスタッフを束ねる職務経験を有する者
- (2) 教務統括者は、次のア及びイまでの要件を全て満たす者であること。
- ア 指定期間中、有効な高等学校教諭の免許状及び学校教育法第1条に規定する学校において、教員として従事した経験を有する者
 - イ 組織の管理職的立場でスタッフを束ねる職務経験を有する者
- (3) 学級担任、生徒指導担当者及び進路指導担当者は、指定期間中、有効な高等学校教諭の免許状を有する者であること。
- (4) 専門科目統括者は、次のア及びイの要件を全て満たす者であること。
- ア 特定の専門科目に関する高い知識、又は技術・技能を有する者
 - イ 組織の管理職的立場でスタッフを束ねる職務経験を有する者
- (5) 専門科目指導者は、特定の専門科目に関する高い知識、又は技術・技能を有する者であること。
- (6) 養護教諭は、指定期間中、有効な養護教諭の免許状を有する者であること。
- (7) 庶務統括者は、次のア及びイの要件を全て満たす者であること。
- ア 経理に関する事務に従事した経験を有する者
 - イ 組織の管理職的立場でスタッフを束ねる職務経験を有する者

6 分掌

責任者は、指定管理法人業務に関する組織を定め、専攻科職員に分掌を命じ、指定管理法人業務を処理すること。

7 配置基準

- (1) 実習については、生徒10名に対して職員が1名以上の配置を基本とする。
- (2) 講義（座学）については、生徒40名に対して職員が1名以上の配置を基本とする。

8 職員の労務管理

- (1) 給与、報酬、賃金、謝礼（以下「給与等」という。）については、規程を設けて職員及び外部講師に支払うこと。
- (2) 職員の出張及び外部講師の招へいにかかる旅費については、規程を設けて職員及び外部講師に支払うこと。
- (3) 雇用保険、社会保険、労働者災害補償保険の掛金について、法令に従って支払うこと。
- (4) 所得税、住民税について、法令に従って給与等から控除し、所轄税務署長及び関係市区町村長に納付すること。

9 職員研修等

- (1) 指定管理法人は、職員に専攻科の職務の遂行に必要な能力の向上に資する研修を実施すること。
- (2) 指定管理法人は、研修の実施にあたって方針や実施計画を定めること。なお、研修には自動体

外除細動器（AED）の取扱いなど救急救命に関する内容を含むこと。

- (3) 指定管理法人は、高等学校教諭の普通免許状の取得を希望する職員に対しては、その取得活動に配慮すること。

10 派遣教員の受け入れ

- (1) 教育委員会は、指定期間中、指定管理法人へ教員を派遣することができる。
- (2) 教育委員会が指定管理法人に派遣する教員（以下「派遣教員」という。）は、教務を所管する部署で従事するものとし、8名を上限とする。なお、派遣人数その他詳細については、年度ごとに教育委員会と協議の上、決定すること。
- (3) 派遣教員の給与については、指定管理法人は負担しない（管理事業費に含まれない。）。
- (4) 派遣教員の勤務条件については、原則として教育委員会の関係規程を適用すること。
- (5) 指定管理法人は、派遣教員の職務上の安全確保に努めること。

11 学校医、学校歯科医、学校薬剤師

- (1) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師は教育委員会が任用する。
- (2) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の報酬は、指定管理法人は負担しない（管理事業費に含まれない。）。

第2 物的管理

1 施設

- (1) 管理する施設の範囲

指定管理法人は、管理施設を維持管理すること。

- (2) 本科等・高専との調整

ア 指定管理法人は、管理施設について、本科等とあらかじめ協議して、専攻科の妨げとならない範囲で本科等の職員又は本科等の生徒に使用させることができる。

イ 指定期間中に高専が設置された場合にあつては、前号ア中「本科等」とあるのは「高専」と、「本科等の職員又は本科等の生徒」とあるのは「高専の職員又は高専生」と読み替えて、同号アの規定を準用する。

ウ 指定管理法人は、本科等又は高専が管理する施設についても、当該管理主体とあらかじめ協議して、当該施設の管理又は教育活動の妨げとならない範囲で使用することができる。

- (3) 管理施設の点検・保守及び清掃

ア 管理施設の性能又は機能を維持し、安全を確認するため、定期及び日常的に点検を行うこと。

イ アの結果、不具合があれば補修し、管理施設の性能又は機能の維持に必要な保守を行うこと。

ウ 定期点検の内容及び周期については、別紙1のとおりとする。なお、点検の方法は目視、打診又は動作確認等によることとし、結果を記録すること。

エ 管理施設の性能又は機能の維持に必要な清掃を行い、ちり、しみ等の汚れを取り除き、常に清潔さを保つこと。なお、清掃の詳細については、別紙2のとおりとする。

オ 管理施設に異常を発見したときは、速やかに使用停止あるいは応急措置等を行うこと。

カ 学校全体で一体となる施設（建築物、電気設備、電話交換機、水道設備、空調設備及び消防用設備など）にかかる外部に委託する点検及び保守の費用については、指定管理法人は負担し

ない（管理事業費に含まれない。）。

（４）廃棄物の処理

ア 専攻科の管理に伴い排出される廃棄物については、本科等と区別して廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）及び名古屋市の定めに従って処理すること。なお、廃棄物の処理によって生じる費用については、指定管理法人において負担すること。また、本科等から排出される廃棄物と混在しないように本科等と調整すること。

イ 指定期間中に高専が設置された場合にあつては、前号ア中「本科等」とあるのは「高専」と読み替えて、同号アの規定を準用する。

（５）管理施設の維持補修・改良、更新

指定管理法人が管理を行う管理施設の維持補修・改良、更新に要する経費の負担は次の区分を基本とする。

ア 維持補修・改良

（ア）法人税法基本通達第７章第８節「資本的支出と修繕費」を基準とし、修繕費に区分される通常の維持管理又は毀損したものの原状回復に要する経費は、原則として、指定管理法人の負担とすること。

（イ）（ア）に規定する通達により資本的支出に区分される資産価値を高め又は耐久性を増すために要する経費は、原則として、教育委員会の負担とすること。

イ 更新

（ア）指定管理法人の管理上の事由による場合は、その内容を教育委員会と協議の上、原則として、指定管理法人の負担とすること。

（イ）経年劣化による場合は、原則として、教育委員会の負担とすること。

（６）施設の損害の回復

ア 指定管理法人は、指定管理法人の職員、派遣教員又は生徒が、管理施設又は本科等が管理する施設に損害を与えた場合は、当該施設を原状回復しなければならない。

イ 指定管理法人が、原状回復に要した経費について、損害を与えた生徒に対して求償を行う場合は、当該生徒に故意又は重大な過失があつたと認められる場合に限ること。

ウ 本科等の職員又は本科等の生徒が、管理施設に損害を与えた場合には、指定管理法人は、速やかに教育委員会へ報告すること。なお、当該損害による原状回復に要する経費について、指定管理法人は負担しない（管理事業費に含まれない。）。

エ 指定期間中に高専が設置された場合にあつては、前号アおよびウ中「本科等」とあるのは「高専」と、「本科等の職員又は本科等の生徒」とあるのは「高専の職員又は高専生」と読み替えて、同号アおよびウの規定を準用する。

２ 備品等

（１）管理する備品の範囲

指定管理法人は、管理備品を維持管理すること。

（２）管理事業費で購入した備品

ア 指定管理法人は、管理事業費で１００万円以上の備品を購入する場合、あらかじめ教育委員会に協議すること。

イ 指定管理法人は、管理事業費で備品を購入した場合は、教育委員会に報告すること。

ウ 指定管理法人が管理事業費で購入した備品は教育委員会に帰属するものとし、教育委員会
が指定管理法人に無償貸与する。

(3) 指定管理法人が持ち込んだ備品

ア 指定管理法人が自ら所有し持ち込んだ備品（以下「持込備品」という。）については、指定
管理法人に帰属する。

イ 持込備品は、指定期間満了時に、指定管理法人が自らの費用と責任により撤去すること。

ウ イにかかわらず、教育委員会と指定管理法人との協議において両者が合意した場合、指定管
理法人は教育委員会又は次期指定管理法人に持込備品を引き継ぐことができる。

エ 持込備品の修繕に要する経費は、管理事業費に含まれない。

(4) 備品の管理

ア 管理備品は、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）に基づき管理を行うこと。

イ 管理備品について、廃棄などの異動を行う場合には、教育委員会と協議を行うこと。

ウ 管理備品及び持込備品については、それぞれ別に備品管理台帳を備えて管理すること。

エ 管理備品の修理については、指定管理法人が管理事業費により負担すること。

オ 管理備品の更新にかかる経費については、教育委員会と指定管理法人とで協議し、負担する
者を決めること。

(5) 本科等・高専との調整

ア 指定管理法人は、管理備品について、本科等とあらかじめ協議して、専攻科の妨げとなら
ない範囲で本科等の職員又は本科等の生徒に使用させることができる。

イ 指定期間中に高専が設置された場合にあつては、前号ア中「本科等」とあるのは「高専」
と、「本科等の職員又は本科等の生徒」とあるのは「高専の職員又は高専生」と読み替えて、
同号アの規定を準用する。

ウ 指定管理法人は、本科等又は高専が管理する備品についても、当該管理主体とあらかじめ
協議して、当該備品の管理又は教育活動の妨げとならない範囲で使用することができる。

(6) 備品の損害の回復

ア 指定管理法人は、指定管理法人の職員、派遣教員又は生徒が、管理備品又は本科等が管理
する備品に損害を与えた場合は、当該備品を原状回復しなければならない。

イ 指定管理法人が、原状回復に要した経費について、損害を与えた生徒に対して求償を行う
場合は、当該生徒に故意又は重大な過失があつたと認められる場合に限ること。

ウ 本科等の職員又は本科等の生徒が管理備品に損害を与えた場合には、指定管理法人は、速や
かに教育委員会へ報告すること。なお、当該損害による原状回復に要する経費について、指定
管理法人は負担しない（管理事業費に含まれない。）。

エ 指定期間中に高専が設置された場合にあつては、前号アおよびウ中「本科等」とあるのは「高
専」と、「本科等の職員又は本科等の生徒」とあるのは「高専の職員又は高専生」と読み替え
て、同号アおよびウの規定を準用する。

(7) 備品以外の物品

指定管理法人が管理事業費で購入した備品以外の物品についても、教育委員会に帰属する。

3 リース物品

(1) 生徒用パソコン等

教育委員会がリース契約する実習等で生徒が使用するパソコン、プリンターなどの情報機器に、不具合、故障などが生じた場合は、速やかに教育委員会へ報告すること。

(2) 職員用パソコン等

専攻科の職員が業務で使用するパソコン、プリンター、コピー機、FAX などの情報機器については、指定管理法人がリース契約すること。ただし、指定管理法人が所有する情報機器を持込んで使用することもできる。

(3) 高専との調整

指定期間中に高専が設置され、同一敷地内において情報機器又はネットワーク設備を共存させる場合は、相互の運用に支障が生じないように、機器の設置場所、配線経路、電源、無線 (Wi-Fi) 利用、電波干渉等について、高専運営法人と必要な調整を行うこと。

4 防火・防災及び警備

(1) 責任者は、各年度における防火・防災及び警備に関する組織及び計画を定めること。

(2) 防火管理者及び防災管理者の設置

ア 指定管理法人は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する防火管理者及び第36条第1項に規定する防災管理者を定めなければならない。

イ 指定管理法人は、防火管理者及び防災管理者を選任し、又は解任したときは、遅滞なくその旨を所管の消防所長に届け出なければならない。

ウ 防火管理者及び防災管理者は、本科等が設置する消防法第8条の2第1項に規定する統括防火管理者及び第36条第1項に規定する統括防災管理者と連携・協力して、防火・防災管理上必要な業務を行うものとする。

(3) 自衛消防組織の設置

ア 指定管理法人は、消防法第8条の2の5に規定する自衛消防組織を設置しなければならない。

イ 指定管理法人は、自衛消防組織を設置し、又は変更したときは、遅滞なくその旨を所管の消防所長に届け出なければならない。

ウ 指定管理法人が設置する自衛消防組織は地区隊とし、本科等が設置する自衛消防組織の本部隊と連携・協力しながら、火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、生徒及び職員等が避難する際の誘導、その他の火災の被害の軽減のために必要な業務を行うものとする。

(4) 開錠及び施錠の管理については、次のとおりとする。

ア 鍵については、本科等との協力の下、厳重に保管すること。

イ 開錠及び施錠の確認は、確実に行うこと。特に施錠については、複数回確認すること。

(5) 専攻科に係る警備については、次のとおりとする。

ア 施設開錠時（専攻科の職員が勤務中）にあつては、専攻科の職員が管理施設を適宜巡回し、不審者及び不審車両の進入を防止するとともに、火の元及び消火器、火災報知器等の点検、危険物の除去、避難導線の常時確保、不審物の発見及び処置等を行うこと。

イ 施設施錠時（教育委員会が契約する警備業者が警備するとき）に異常が発生した場合の連絡担当者を明確にするるとともに、速やかに、被害等の確認又は被害の拡大防止のため、対応すること。なお、教育委員会が契約する警備業者の費用については、指定管理法人は負担しない（管理事業費に含まれない）。

(6) 火災・盗難等の防止については、次のとおりとする。

ア 施錠箇所の点検整備を定期的に行うこと。また、各室の鍵の管理に関し、責任体制を明確にしておくこと。

イ 電気、ガス、ストーブ等による事故を防ぐため、設備・機械器具の機能不良及び破損、落下、転倒のないよう点検整備を定期的に行うこと。

ウ 消火器の取扱いについて、職員及び生徒に周知徹底すること。

(7) 指定期間中に高専が設置され、敷地内の建物・区域が増加又は区分変更される場合には、統括防火管理者、統括防災管理者、自衛消防組織その他防火・防災・警備体制について、教育委員会、校長及び高専運営法人と協議し、必要な見直しを行うこと。

5 事故報告

責任者は、管理施設及び管理備品について、次の(1)から(8)までの事故・損害が発生した場合は、判明次第速やかに、教育委員会が定める様式により報告すること。

(1) 火災による損害

(2) 落雷による損害

(3) 破裂又は爆発による損害

(4) 風水災・氷害・雪害等の自然災害による損害

(5) 車両の飛び込み等による損害

(6) 航空機の墜落若しくは接触又は航空機からの物体の落下による損害

(7) 暴力行為による損害

(8) 盗難・侵入による損害

6 光熱水費

専攻科において使用した電気、ガス、水道の光熱水費について、指定管理法人は負担しない(管理事業費に含まれない)。ただし、電気、ガス、水道の効率的かつ経済的使用に努めること。指定期間中に高専が設置され、共用施設(共用部)に係る光熱水費の算定又は負担方法の見直しが必要となる場合には、教育委員会、校長及び高専運営法人と協議し、必要な取扱いを定めること。

7 留意点

(1) 環境への配慮等

ア 廃棄物の発生抑制及びリサイクル・リユースの推進に努めること。

イ 環境負荷の低減に資する物品等の調達(グリーン購入)等環境への配慮に努めること。

ウ 愛知県庁の環境保全のための行動計画(あいちエコスタンダード)に基づいた行動に努めること。

エ 障害者就労施設等で就労する障害者の経済面の自立に資する調達(愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針)促進に努めること。

(2) 拾得物

管理施設内における拾得物については、遺失物法(平成18年法律第73号)等関係法令に則って、適切に管理すること。

(3) 禁煙

管理施設内は全面禁煙とすること。

第3 運営管理

1 年度及び学期

(1) 年度

4月1日から翌年3月31日までを1年度とする。

(2) 学期

学年は次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(3) 学期の変更

ア 責任者は、(2)の規定にかかわらず、教育委員会に届け出て、学年を次の2学期に分けることができる。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

イ 責任者は、(2)又は(3)アの規定にかかわらず、管理上必要があると認めるときは、教育委員会に届け出て、各学期の始期及び終期を変更することができる。

2 授業時間

責任者は、授業終始の時刻を校長に内申すること。なお、授業時間は午前8時から午後6時までの間に設定すること。ただし、学校行事等によりやむを得ない場合は、授業時間を変更することができる。

3 授業を行わない日

(1) 専攻科において授業を行わない日については、次のとおりとする。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 日曜日及び土曜日

ウ 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

エ 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで

オ 春季休業日 3月21日から4月5日まで

(2) 教育委員会が(1)に掲げる日以外の日を臨時に授業を行わない日とする場合は、教育委員会の指示に従うこと。

(3) 責任者は、(1)の規定にかかわらず、学校行事等を休業日に実施し、授業日と休業日を振り替えるなど、管理上必要があると認めるときは、授業を行わない日を変更することができる。

(4) 責任者は、授業を行わない日を変更する場合は、実施の7日前までに教育委員会へ届け出ること。

4 非常変災等による臨時休業

責任者は、台風、地震、火災、感染症患者の集団的発生その他の非常変災等が発生した場合、又

は発生するおそれがある場合であって、臨時に専攻科全体又は一部について、その生徒又は学級の授業を行わない措置をとる必要があると判断した際は、校長に臨時休業について内申すること。

5 事故報告

責任者は、生徒又は職員に以下の事故等があった場合は、速やかに教育委員会へ報告すること。

- (1) 生徒又は職員の死亡
- (2) 生徒に関するその他重大な事故（交通事故、集団的疾病の発生、非行事件等）
- (3) 職員に関するその他重大な事故（交通事故、不祥事等）
- (4) 生徒に対する退学、停学及び訓告の懲戒処分
- (5) その他、責任者が報告を要すると認める事故

6 公印の使用

公印の使用にあたっては、専攻科内での意思決定を経て校長へ内申を行った後、公印取扱者の承認を得ること。

7 証明書類

- (1) 生徒の申請等必要に応じて、生徒に関する以下の証明書類を作成すること。

- ア 在学証明書
- イ 学校学生生徒旅客運賃割引証
- ウ 成績証明書
- エ 単位修得（見込）証明書
- オ 修了（見込）証明書
- カ 身分証明書
- キ 調査書
- ク その他生徒が必要とする証明書

- (2) 証明書類は、公印を押印すること。

8 奨学金制度

- (1) 生徒に対し奨学金制度に関する周知を行うこと。
- (2) 高等学校等奨学金の貸付を希望する生徒に対し、申請書の配布、取りまとめ及び記入指導等必要な事務を行うこと。
- (3) 高等学校等奨学金の貸付を受けた者が専攻科を修了又は退学する際に、返還指導を実施すること。

9 入学者選抜等

- (1) 2028年度から2032年度の入学者の募集及び入学者選抜を実施すること。
- (2) 入学者の募集にあたっては、入学志願者の増加に資する取組を行うこと。
- (3) 入学定員は、愛知県立高等学校学則の定めによること。
- (4) 入学者選抜は、県内の工業に関する学科（総合学科の工業系列を含む）の生徒を対象とした推薦選抜及び志願者を限定しない一般選抜を実施すること。

- (5) 入学者の募集を開始する前に、説明会を1回以上開催すること。
- (6) 入学者の募集にあたっては、入学者募集要項を作成し、公表及び関係機関に配布すること。
- (7) (6) にあたっては、入学者募集要項の内容をあらかじめ教育委員会と協議すること。
- (8) 入学者選抜の実施にあたっては、実施の方法及び内容について、あらかじめ教育委員会と協議すること。なお、協議する主な内容は以下のとおり。
 - ア 選抜に用いる資料の内容
 - イ 試験内容（学力検査・小論文・実技・面接等）
 - ウ 配点基準
 - エ 推薦選抜と一般選抜との定員数の割り振り
- (9) 入学者選抜の結果に基づき、合格者を決定し、受検生に対して合否通知書を書面にて送付すること。
- (10) 入学願書の受付は行うが、入学願書に貼付される県証紙の消印については、本科において行うこと。

10 専攻科評議員の設置

- (1) 学校教育法施行規則第49条に準じて、専攻科に評議員（以下「専攻科評議員」という。）を置くこと。
- (2) 専攻科評議員は、地域の有識者、地域の関係機関等の代表者及び保護者等で教育に関する理解及び識見を有する者の中から5人程度を選任すること。ただし、生徒、愛知総合工科高校職員、教育委員会委員、教育委員会事務局職員及び指定管理法人職員を選任することはできない。

11 学校評価等

- (1) 指定管理法人は、各年度における専攻科の教育活動その他の専攻科の運営の状況について、自己評価及び学校関係者評価（以下「学校評価等」という。）を行うこと。なお、実施にあたっては、「愛知県立学校管理規則第6章に規定する学校評価等の運用等について」（平成22年4月1日付け22教高第3号）及び「学校評価ガイドライン」（平成28年改訂 文部科学省平成28年3月22日）を参照すること。
- (2) 学校評価等は、年度末までに実施すること。
- (3) 学校評価等の結果については、教育委員会へ報告するとともに、専攻科専用のウェブページで公表すること。
- (4) 学校関係者評価は、次に掲げる者に行わせること。
 - ア 生徒の保護者
 - イ 協力団体（企業及び大学等）
 - ウ 専攻科評議員

12 懲戒

- (1) 責任者は、生徒の懲戒基準を定めること。なお、懲戒基準を定める場合にあつては、あらかじめ教育委員会と協議すること。
- (2) 責任者及び教務を所管する部署に所属する職員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒（退学、停学及び訓告処分を除く。）を加えることができる。ただし、体罰を加えることはで

きない。

- (3) 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分を行うことが必要である場合には、責任者は、当該処分を行うことについて、校長に内申すること。
- (4) ただし、退学、停学及び訓告の処分について校長に内申を行う場合には、あらかじめ教育委員会と協議し、内申する処分の内容を決定すること。

13 学級編制

学級編制は以下のとおりとする。

- (1) 高度技術科（自動車・航空コース及び電気・制御コース）の各学年に1学級
- (2) 先端技術科（情報・ITコース及び電子・ロボットコース）の各学年に1学級

14 管理上の目標

責任者は、各年度における教育目標、課題、重点目標及び数値目標を定めること。

15 授業時間数

- (1) 授業時間は、2年間で1700時間以上確保すること。なお、この時間とは1時間＝60分を指す。（(2)も同様）
- (2) 授業時間のうち、700時間以上実習の時間とすること。

16 教育課程

- (1) 責任者は、2028年度から2032年度に実施する教育課程を主体的に作成すること。
- (2) 2027年度は、2026年度の指定管理法人が作成し校長が編成した教育課程を実施することと。
- (3) 教育課程の作成にあたっては、成長産業及び先端的な技術の集積又は創出の拠点の形成に寄与するものづくりに関する高度な知識、技術及び技能を有する産業現場の設計・開発分野と製造分野の双方を理解し、生産現場のリーダーとなる人材の育成が図られることに努めるほか、以下の条件を満たすこと。
 - ア 英語に関する教科を実施すること。
 - イ アを除く一般教育科目を実施すること。
 - ウ 大学への編入学に対応していること。
- (4) 教育課程の作成にあたっては、あらかじめ教育委員会と協議すること。
- (5) 教育課程を作成した場合は、教育課程の編成について校長に内申すること。

17 年間指導計画

- (1) 各科目シラバスを作成し、専攻科専用のウェブページで公表すること。なお、シラバスには科目名、担当者名、年度、年次、単位数、学科、コース、概要、目標、授業計画、授業形態、評価方法、教材等を記載すること。
- (2) 各年度における以下の指導計画を作成すること。
 - ア 学習指導（学年別指導目標・使用教材一覧）
 - イ 生徒指導（目標・指導組織・年間指導計画）

- ウ 進路指導（目標・指導組織・年間指導計画）
- エ 学校保健（目標・指導組織・保健計画・保健委員会又は保健安全委員会）
- オ 学校安全（目標・指導組織・安全計画・救急体制）
- カ 道徳教育（全体計画・年間指導計画）
- キ 人権教育（目標・指導組織・年間指導計画）
- ク いじめ・不登校に対する指導（方針・指導組織・留意事項・いじめ防止基本方針（概要版も可）を含む。）
- ケ 環境教育（目標・指導組織・年間指導計画）
- コ 情報教育（目標・指導組織・年間指導計画・機器保有台数等）
- サ 専攻科の特色に応じて、適宜とりあげるその他の項目（就業にかかわる体験的な学習・実習・国際理解教育・主権者教育等）

18 教材

- （1）責任者は、使用する教材の一覧をあらかじめ教育委員会へ届け出ること。
- （2）教材の決定にあたっては、生徒及び保護者の経済的負担を考慮すること。

19 単位認定及び修了認定等

- （1）生徒が専攻科全課程を修了するために必要な単位数は、「高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準（以下「大学編入学基準」という。）」（平成28年文部科学省告示第63号）第5条で定める62単位以上とし、あらかじめ教育委員会と協議し、教育委員会が決定する。
- （2）責任者は、2028年度から2032年度までに入学する生徒の単位修得認定基準を定めること。ただし、2026年度及び2027年度入学者については、2026年度の指定管理法人が定めた基準を適用すること。
- （3）単位数の考え方は、大学編入学基準第3条に準じること。
- （4）責任者は、2028年度から2032年度までに入学する生徒の進級認定基準を定めること。ただし、2026年度及び2027年度入学者については、2026年度の指定管理法人が定めた基準を適用すること。
- （5）責任者は、修了単位数を設定する場合、又は単位修得認定基準及び進級認定基準を定める場合にあつては、あらかじめ教育委員会と協議すること。
- （6）責任者は、生徒の単位修得及び進級を認定するにあたっては、認定することについて、校長に内申すること。
- （7）責任者は、生徒が教育委員会の定める単位数以上を修得したときは、専攻科の全課程の修了を認めることについて、校長に内申すること。

20 定期考査

- （1）学年を3学期に分ける場合は、第1学期及び第2学期において2回以上、第3学期においては、1回以上定期考査を実施すること。
- （2）学年を2学期に分ける場合は、各学期において1回以上定期考査を実施すること。

21 成績

- (1) 生徒の成績については、評価基準を設けて公正に評価すること。
- (2) 成績は科目ごとに評価すること。
- (3) 学期ごとに生徒に成績を通知すること。

22 学習指導

- (1) 教育課程に基づいた教科指導を実施すること。
- (2) 以下の校外実習を実施すること。
 - ア 希望する生徒に対するデュアルシステム（約3か月間で週3回程度の産業現場における実習）
 - イ 生徒全員に対するインターンシップ（5日から15日程度の産業現場における実習）
 - ウ 生徒が自ら企画する産業現場等の見学
- (3) 1コースにつき年5回程度（複数コース合同で実施することも可）、特別講師（技能五輪メダリスト・先端的技術に関する知識を持った人材・工学を専攻する大学教員等）を招いて直接生徒が指導を受ける機会を設けること。
- (4) 授業時間以外においても、各種資格の取得や各種大会への出場など生徒の希望に応じて適切な指導に努めること。
- (5) 生徒全員に道徳教育、人権教育及び主権者教育を行うこと。
- (6) 生徒の資質向上に資する図書を計画的に整備すること。
- (7) その他、生徒の能力向上に資する事業を企画し、実施すること。

23 生徒指導

- (1) 生徒指導担当者を中心に他の職員と連携して、「生徒指導提要」（令和4年12月改訂文部科学省）を参考に、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるよう指導すること。
- (2) 専攻科職員間の連携とともに、家庭や地域の協力、福祉、心理、司法など各方面の専門家や専門機関との連携により教育相談体制を構築、整備すること。
- (3) 教育上特別の配慮を必要とする生徒に対しては、生徒が相談又は助言などの支援を受けることができる体制を整備し対応すること。
- (4) いじめについては、以下のとおり対応すること。
 - ア いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第22条及び愛知県いじめ防止基本方針に基づいて、専攻科における「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等については、専攻科内に「いじめの防止等の対策のための組織」を設置すること。
 - イ いじめ防止対策推進法第28条第1項に定める重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会及び校長へ事態発生について報告すること。
 - ウ 教育委員会及び家庭との連携を密にしつつ、スクールカウンセラーの活用や関係機関等と連携を図り、組織的に取り組むこと。

24 進路指導

- (1) 進路指導担当者を中心に他の職員と連携を図りながら進路指導すること。

- (2) 生徒の就職又は進学に関しては、その進路が特定の企業又は大学等に偏ることなく、本人の希望を十分に尊重した指導をすること。
- (3) 就職先や編入学先など進路先の確保及び拡大に努めること。

25 文書等の管理

- (1) 専攻科の管理にあたり作成し、又は取得した文書及び図画並びに電磁的記録（以下「文書等」という。）は、適正かつ円滑に処理するように努め、紛失及び汚損のないように整理、保管、保存するとともに、常にその所在及び処理の経過を明らかにしておくこと。
- (2) 全ての文書等は、責任者の許可を受けなければ、これを関係者以外の者に示し、内容を告げ、その写しを与え、又は校外へ持ち出してはならないこと。
- (3) 専攻科を修了した者にかかる文書等については、生徒の修了後、教育委員会に引き継ぐこと。
- (4) 専攻科の管理にあたり作成し、又は取得した文書等は、指定期間が満了するとき、又は指定の取消がなされるときまで適切に保存すること。
- (5) 指定期間が満了したとき、又は指定の取消がなされたときは、教育委員会が指定した文書等を、教育委員会又は次期指定管理法人に引き継ぐこと。なお、引き継がない文書等については、文書等の内容及び媒体に応じて適正かつ確実な方法により廃棄すること。

26 生徒指導要録

- (1) 生徒ごとに生徒指導要録を書面で作成すること。なお、作成にあたっては、「愛知県高等学校生徒指導要録の改善等について」（令和3年3月31日付け2教高第1372号）に準ずること。
- (2) 作成した生徒指導要録については、生徒が修了、退学又は転学した後、教育委員会へ引き継ぐこととし、専攻科には当該生徒指導要録にかかる資料を残さないこと。

27 諸表簿

以下の表簿を整備すること。

- (1) 出席簿
- (2) 学校日誌
- (3) 生徒指導日誌
- (4) ホームルーム日誌
- (5) 保健日誌
- (6) 養護教諭執務記録簿
- (7) 生徒学生健康診断票（一般）
- (8) 生徒学生健康診断票（歯・口腔）
- (9) その他、必要な表簿

28 専攻科経営案

- (1) 責任者は、各年度における経営の計画（以下「専攻科経営案」という。）を作成すること。
- (2) 専攻科経営案は各年度5月1日時点で作成し、教育委員会が指定する日までに教育委員会へ7部提出すること。
- (3) 専攻科経営案の作成にあたっては、各年度に教育委員会が通知する「県立学校経営案の提出に

ついて」に準ずること。

29 職員の異動等にかかる報告

責任者は、各年度において職員の異動又は組織体制の変更が生じる場合には、あらかじめ教育委員会へ異動又は変更後の状況が分かるものを提出すること。

30 生徒の保健、安全及び環境衛生の確保

- (1) 養護教諭に、保健管理（救急処置・健康診断・疾病予防等）、保健教育、健康相談活動、保健室運営及び保健組織活動等に従事させること。
- (2) 生徒に学校保健安全法に基づき教育委員会が実施する健康診断を受診させること。
- (3) 地域の医療機関との連携体制を構築すること。
- (4) 責任者は、インフルエンザ等感染症に関して以下のことについて校長に内申するものとする。
 - ア インフルエンザ等感染症に感染した生徒を出席停止にすること。
 - イ インフルエンザ等感染症を予防するため、臨時に専攻科の全部又は一部の休業を行うこと。
- (5) 学校保健安全法その他関係法令に基づき学校医、学校歯科医、学校薬剤師と連携して生徒の保健、安全及び環境衛生の確保に配慮すること。

31 毒物及び劇物の適正な管理

専攻科において、毒物又は劇物を保管・管理する場合にあつては、「県立学校における毒物及び劇物取扱要領」に準ずること。

32 学校行事

- (1) 責任者は、各年度の学校行事計画表を作成すること。
- (2) 入学式及び修了式を実施すること。
- (3) 入学の前年度末までに新入生を対象としたオリエンテーションを実施すること。
- (4) 文化祭など学習成果を発表する行事を実施すること。
- (5) 生徒間の親睦を図るとともに、学習意欲の向上や進路選択に資する研修を行うことができる。
- (6) 修学旅行を実施することができる。なお、修学旅行の企画・実施にあたっては、教育委員会の定める基準「県立学校の修学旅行について」に準ずること。
- (7) その他、教育課程の実施に妨げにならない範囲で各種行事を企画すること。
- (8) 修学旅行を除く県外で行われる行事及び宿泊を要する行事を企画した場合は、実施の7日前までに教育委員会に届け出ること。

33 企業及び大学との連携

- (1) 専攻科の管理にあたっては、以下のことについて企業及び大学との連携を十分に図るとともに、連携先の確保及び拡大に努めること。
 - ア 実習の受け入れ
 - イ 現場見学を含めたキャリア教育指導
 - ウ 特別講義等への講師派遣
- (2) 産業界が求める人材ニーズについて市場調査及び分析を行い、その結果を活用し学習指導及び

進路指導の充実を図ること。

- (3) あいちT&Eサポーター制度の登録事業所等との連携を図ること。

34 広報及び情報発信

- (1) 専攻科専用のウェブページを開設及び管理し、随時情報を発信すること。
- (2) 専攻科の教育活動を紹介するパンフレットを作成し、産業界及び県内の工業高等学校その他関係団体に配布すること。
- (3) 専攻科の特色や生徒の専門性等について、各種メディアにより積極的なPRに努めること。

35 関係者への情報提供

指定管理法人は、専攻科について生徒の保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、専攻科の教育活動その他の専攻科の運営の状況に関する情報を積極的に提供すること。

36 学校徴収金等

- (1) 以下に掲げる生徒又は保護者が負担すべき経費については、学校徴収金等から支出することができる。
- ア 教育活動における生徒の所有物に係る経費
 - イ 教育活動等の結果として、生徒個人等へ直接還元されるものに係る経費
 - ウ 生徒会の活動に係る経費
 - エ 学校関係団体の活動に係る経費
- (2) 管理施設や管理備品の維持管理に要するもの、学校、学年、学級単位で共用又は備え付けとするものに要するもの、その他管理、指導のためのものなど、専攻科の管理及び教育指導に係る経費については、学校徴収金等から支出することができない。
- (3) 責任者は、学校徴収金等について徴収目的及び徴収額等を協議する機関として、保護者を含めた運営協議会を設置すること。

37 保険への加入

- (1) 指定管理法人は、指定管理法人業務の実施にあたり必要な賠償責任保険に加入すること。
- (2) 指定管理法人は、インターンシップ、デュアルシステムその他校外における実習に参加する生徒に対する賠償責任保険及び傷害保険に加入すること。
- (3) 指定管理法人は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度への加入を希望する生徒にかかる書類の取りまとめを行うこと。なお、当該保険料は、学校徴収金等で負担すること。
- (4) 指定管理法人は、一般社団法人全国高等学校PTA連合会の賠償責任保険への加入をPTAに諮り、必要に応じて加入すること。なお、当該保険料は、学校徴収金等で負担すること。

38 災害時等の対応

- (1) 災害その他の事故等があった場合は、生徒の安全確保を最優先するとともに生徒を避難誘導すること。

- (2) 避難経路や避難指示について、あらかじめ本科等と協議を行い、適切な対応及び手順を決定すること。ただし、指定期間中に高専が設置される場合には、高専とも協議を行い、適切な対応及び手順を決定すること。
- (3) 災害その他の事故等の対応については、「愛知県立学校災害対策実施要領」に準じて対応するほか、詳細事項についてマニュアルを整備し、職員へ周知すること。
- (4) 災害の発生を想定して年1回以上職員及び生徒による避難訓練を実施すること。
- (5) 学校保健安全法第29条に基づき、生徒等の安全確保のため、危険等発生時対処要領を作成すること。
- (6) 暴風警報や特別警報が発表された場合の対応については、「台風等異常気象時における児童生徒等の安全確保について」（平成25年8月28日付け25教健第471号）を参考に対応策を定め、生徒及び職員に周知すること。

第3章 留意事項

第1 業務の再委託等の制限

1 業務の主たる部分の再委託の制限

指定管理法人は、本仕様書で規定する業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分（運営管理に相当する部分）を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。

2 書面による承諾

指定管理法人は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ教育委員会の書面による承諾を受けること。

第2 業務の継続が困難となった場合の措置

指定期間中において、指定管理法人による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。なお、業務の継続が困難となった場合でも、専攻科の教育の継続性を担保するため、教育委員会に協力すること。

1 指定管理法人の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

指定管理法人の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、教育委員会は指定の取消しをすることができる。この場合、教育委員会に生じた損害は、指定管理法人が賠償すること。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等教育委員会及び指定管理法人双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議すること。また、一定期間内に協議が整わない場合、教育委員会及び指定管理法人は事前に書面で通知することにより、基本協定又は年度別協定を解除することができる。

第3 損害賠償

1 指定管理法人の職員等が職務を行うについて生徒その他の者に損害を与えた場合

指定管理法人の職員又は派遣教員が職務を行うについて、故意又は過失によって生徒その他の者に損害を与え、愛知県が当該生徒その他の者から損害賠償を請求され、賠償を行った場合、愛知県は指定管理法人に対して求償することができる。

2 管理の瑕疵によって生徒その他の者が損害を受けた場合

指定管理法人が行う管理施設の管理の瑕疵によって、生徒その他の者に損害が生じ、愛知県が当該生徒その他の者から損害賠償を請求され、賠償を行った場合、愛知県は指定管理法人に対して求償することができる。

第4 指定の取消し等

1 指定の取消し事由等

指定管理法人による指定管理法人業務の実施状況が、次のいずれかに該当すると認められる場合には、教育委員会は、指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理法人業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 関係法令、条例、規則、基本協定又は年度別協定の規定に違反したとき。
- (2) 関係法令、条例、規則、基本協定又は年度別協定の規定に基づく教育委員会の指示に従わない、又は指示によっても業務内容に改善が見られないと認められたとき。
- (3) 指定管理法人の経営状況の悪化又は不可抗力等により、指定管理法人業務を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。
- (4) 指定管理法人が所定の報告書等を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- (5) 指定管理法人が違法行為を行った場合等、指定管理法人業務を行わせておくことが社会通念上、著しく不相当と判断される時。
- (6) 指定管理法人から第3章第2-2の通知があったとき。
- (7) その他、指定管理法人業務を行わせておくことが適当でないと認められるとき。

2 指定が取り消された場合等の賠償

指定管理法人の責めに帰すべき事由により指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理法人は、教育委員会に生じた損害、損失や増加費用を賠償しなければならない。その他の事由により指定が取り消された場合は、教育委員会と指定管理法人とは協議すること。

第5 業務の引継ぎ

指定期間の満了又は指定の取消しなどにより、次期指定管理法人に業務を引き継ぐ場合には、教育委員会の指示に従い、円滑な引継ぎに協力すること。

第6 高専の設置に係る協力

指定期間中に、高専が設置される場合には、指定管理法人は、専攻科の教育活動に支障のない範

圏内において高専の設置について、当該高専の設置に必要となる設備の設置、移設又は改修工事、既存施設・設備の利用調整その他これらに付随する事項について、教育委員会の指示又は関係主体との協議に基づき、必要な協力を行うこと。

第7 県の監査委員等による監査

県の監査委員等が教育委員会の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理法人に対して帳簿書類その他の記録の提出を求めることができる。

第8 その他

その他、本仕様書に記載のない事項及び業務の内容又は処理について疑義が生じた場合や、学校運営に関する諸条件の変更等により、内容を見直す必要が生じた場合は、教育委員会と協議すること。

個人情報取扱事務委託基準

(基本的事項)

- 第1 指定管理法人は、指定管理法人業務による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- 2 指定管理法人は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、愛知県における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。

(管理体制)

- 第2 指定管理法人は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者（指定管理法人の組織内にあつて直接又は間接に指定管理法人の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。）の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出する。

(秘密の保持)

- 第3 指定管理法人は、指定管理法人業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。指定期間が満了し、又は指定の取り消しがなされた後においても、同様とする。
- 2 指定管理法人は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても指定管理法人業務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(従業者の明確化等)

- 第4 指定管理法人は、指定管理法人業務により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、教育委員会が必要と認める場合については、書面により教育委員会にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。
- 2 指定管理法人は、指定管理法人業務により個人情報を取り扱う従業者に対して、指定管理法人業務により指定管理法人が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。
- 3 指定管理法人は、指定管理法人業務により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(再委託の禁止)

- 第5 指定管理法人は、指定管理法人業務において個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含み、再委託先が再々委託を行うなど、二以上の段階にわたる委託を行う場合を含む。以下同じ。）するときあらかじめ書面により教育委員会の承認を得るものとする。甲の承認を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。

2 指定管理法人は、教育委員会の承認により個人情報を取り扱う事務を再委託するときは、指定管理法人業務により指定管理法人が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、指定管理法人はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、教育委員会の承認により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

(目的外収集・利用の禁止)

第6 指定管理法人は、指定管理法人業務を実施するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、指定管理法人業務の目的の範囲内で行うものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 指定管理法人は、指定管理法人業務を実施するため教育委員会から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、指定管理法人業務以外の目的で、教育委員会の承認なしに複写し、又は複製してはならない。また、甲の承認により複写し、又は複製する場合には、必要最小限の範囲で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第8 指定管理法人は、指定管理法人業務を実施するため教育委員会から提供を受け、又は指定管理法人自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(電磁的記録を含む。以下同じ。)を、教育委員会の承認なしに第三者に提供してはならない。また、教育委員会の承認により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

(作業場所等の特定及び持ち出しの禁止)

第9 指定管理法人は、指定管理法人業務を実施するために、教育委員会から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、教育委員会の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(安全管理措置に関する事項)

第10 指定管理法人は、指定管理法人業務を実施するため教育委員会から提供を受け、又は指定管理法人自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、パスワードの設定やアクセス制限等、厳重に管理するとともに、使用しない場合は、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

2 指定管理法人は、指定管理法人業務を実施するため教育委員会から提供を受け、又は指定管理法人自らが収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理(再委託先による管理を含む。)のための万全の措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

- 第10 指定管理法人が指定管理法人業務を実施するために、教育委員会から提供を受け、又は指定管理法人自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、指定期間が満了し、又は指定が取り消された後直ちに教育委員会に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、教育委員会が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 2 指定管理法人は、教育委員会の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、教育委員会に証明書等により報告するものとする。また、指定管理法人が個人情報を削除又は廃棄するにあたっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。

(第三者等からの回収)

- 第12 指定管理法人が、指定管理法人業務を実施するために、教育委員会から提供を受け、又は指定管理法人自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、教育委員会の承認を得て再委託による提供をした場合又は教育委員会の承認を得て第三者に提供した場合、指定管理法人は、教育委員会の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

(報告検査等)

- 第13 教育委員会は、この契約により指定管理法人が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、指定管理法人に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は指定管理法人に対して指示を与えることができる。なお、指定管理法人は、教育委員会から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故の場合の措置)

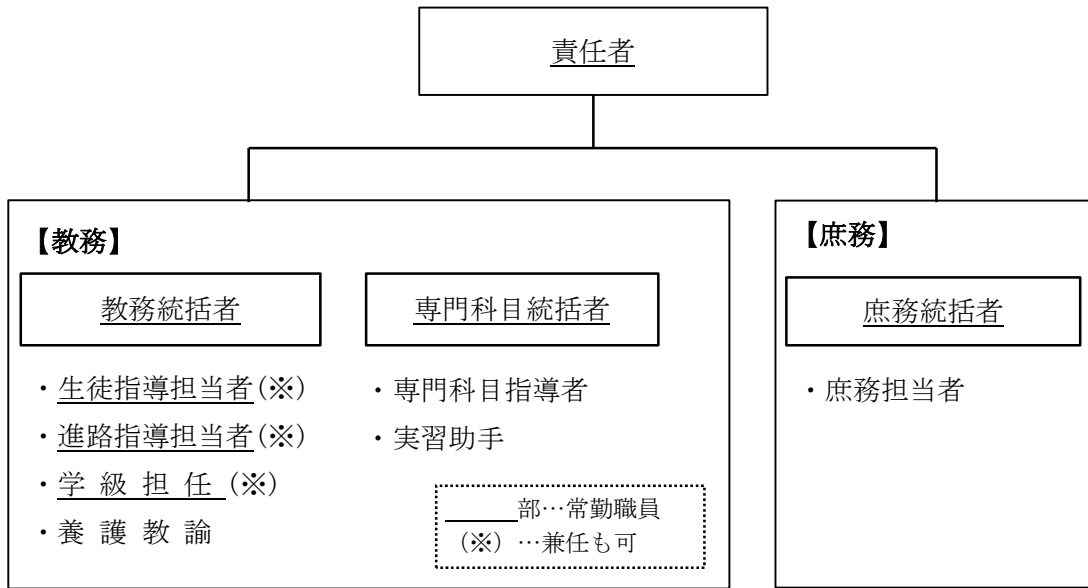
- 第14 指定管理法人は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに教育委員会に報告し、教育委員会の指示に従うものとする。この場合、教育委員会は、指定管理法人に対して、個人情報保護のための措置（個人情報記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。

(損害賠償)

- 第15 指定管理法人は、この契約により指定管理法人が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより教育委員会が損害を被った場合、教育委員会にその損害を賠償しなければならない。

(注)「従業者」とは、指定管理法人の組織内にあって直接又は間接に指定管理法人の指揮監督を受けて指定管理法人の業務に従事している者をいう。具体的には、職員のほか、理事、監事、派遣社員等を含む。

組織体制イメージ図



[参考：人員数について]

- 公設公営の場合、「愛知総合工科高等学校専攻科教育課程（平成28年度入学者用）概要」（別紙8）を実施するために必要な常勤の職員数は21名（内訳は以下のとおり）であった。
- 公設民営化にあたっては、民間主導による独立した運営を行うため、公設公営の人員21名に加え、責任者1名及び養護教諭1名が必要になる。また、庶務担当者についても、新たに2名程度が必要になると考えられる。

（常勤職員数の内訳）

教員	15名
実習助手	5名
庶務担当者	1名
小計	21名

※その他、非常勤講師（66時間/週）あり。

別紙3 管理施設の内容

対象施設 部屋名一覧

普通教室

部屋名	階
普通教室1	2
普通教室2	2
普通教室3	2
普通教室4	2

特別教室

部屋名	階
電子設計実習室	1
機械設計実習室	1
機械加工実習室 3	1
機械加工実習室 4	1
セミナールーム7	1
電子工作実習室 4	1
電子工作実習室 5	1
講義室	1
材料室	1
工作工事实習室	2
自動制御実習室 4	2
自動制御実習室 5	2
電子機器実習室 2	2
電子機器実習室 4	2
電気計測実習室 4	2
電子計算機実習室 4	2
プレゼンテーションルーム 1	2
プレゼンテーションルーム 2	2
プレゼンテーションルーム 3	2
プレゼンテーションルーム 4	2

管理諸室

部屋名	階
専攻科職員室	1
専攻科保健室	1
専攻科責任者室	1

対象施設面積(単位 m²)

普通教室	121
特別教室	1,659
管理諸室	184
その他	821
計	2,785

※学校施設台帳ベース

別紙4 管理施設の定期点検・保守

項目	内容	周期
外壁	ひび割れ・破損の有無 プラスター・漆喰のひび割れ・剥離・剥落の有無 等	3 か月
外部建具	作動状態、施錠状態 ガラス割れ・漏水の有無 シーリング・ガスケットの状態 等	3 か月
床	タイルのひび割れ・浮きの有無、摩耗状況 石張りのひび割れ・浮きの有無、摩耗状況 等	3 か月
内壁	タイルのひび割れ・浮きの有無、摩耗状況 ボード類のひび割れ、汚損の有無 プラスター・漆喰のひび割れ・剥離・剥落の有無 壁紙の剥離・汚損の有無 トイレブースの破損・変形の有無 等	3 か月
天井	雨漏りの有無 塗装の剥落の有無 点検口の変形の有無 等	3 か月
カーテン・ブラインド	汚損・変形の有無 等	3 か月
手すり	取付状態 等	3 か月
照明器具	汚損・損傷の有無、発錆状況 反射板の汚れの有無 ランプ切れ・点検とうなり音・ちらつきの有無 等	3 か月
電気設備	汚損・損傷の有無・雨水の侵入・異常な過熱・振動の有無・油漏れ・変更の有無 等	3 か月
空調設備	据え付け状態・異常音の有無	3 か月
給排水衛生機器	据え付け状態・漏出の有無	3 か月

上記標準回数を基本に、状況に応じて適宜回数を増減させること。

別紙5 管理施設の清掃

ア 床の清掃

項目・内容			標準回数		
			実習室等	職員室・教室・	廊下・階段等
弾性床	日常	除塵／掃除機等	1／日		
		水拭き／部分	1／日		
		水拭き／全面			
	定期	表面洗浄	1／年		
硬質床	日常	除塵／掃除機等	1／日	1／日	1／日
		水拭き／部分	1／日	1／日	
		水拭き／全面			1／日
	定期	表面洗浄	1／年	1／年	1／年
繊維床	日常	除塵／掃除機等	1／日		
	定期	洗浄	1／年		

上記標準回数を基本に、状況に応じて適宜回数を増減させること。

イ 床以外の清掃

項目・内容			標準回数		
			実習室等 職員室・教室・ 実習室等	廊下・ 階段等	便所・ 洗面所
壁	定期	拭き		1 / 年	1 / 年
		除塵		1 / 月	1 / 月
フロアマット	日常	除塵		1 / 日	
	定期	洗浄		1 / 年	
トイレブース	日常	拭き			1 / 日
洗面台	日常	洗浄			1 / 日
鏡	日常	拭き			1 / 日
衛生陶器	日常	洗浄			1 / 日
流し台	日常	洗浄			1 / 日
窓ガラス	定期	洗浄	1 / 年	1 / 年	1 / 年
実習機器	日常	除塵・拭き	毎回		

上記標準回数を基本に、状況に応じて適宜回数を増減させること。

(注) 用語の定義 弾性床：ビニル床タイル等

硬質床：タイル、コンクリート、石等

繊維床：カーペット等

除 塵：電気掃除機・ホウキなどによりゴミ・塵を除く。

水拭き 部分：汚れや水滴をモップで拭く。

全体：全体をモップで丁寧に拭く。

表面洗浄：(1) 除塵

(2) 専用洗剤をムラのないよう塗布

(3) 床磨き機で洗浄

(4) 汚水を除去

(5) 2回以上水拭きし、乾燥

(6) 床ワックスを2回重ね塗りする。

拭 き：ウエス等で拭く。

洗 浄：専用洗剤で洗浄し、ウエス等で拭きあげる。

別紙6

貸付物品一覧表(愛知県立愛知総合工科高等学校専攻科)

令和8年4月1日現在

No.	品名番号	所在場所	備品名	メーカー名	品番
1	1600004	専攻科責任者室	木製両袖デスク	トヨセット	KVP19-DEW
2	1500035	専攻科責任者室	応接セット	岡村製作所	8301TH-W915、8303AB-P776、
3	1600008	専攻科責任者室	応接セット	オカムラ	
5	1600004	専攻科責任者室	金庫	イトーキ	GES-118DA-WE
8	1500041	専攻科その他廊下等	モニターテレビ	ソニー	KJ-49X8500C
10	1500350	専攻科その他廊下等	ロッカー(生徒用)	ホウトク	HHGLK-S24Y
36	1500005	専攻科その他廊下等	超小型EV	トヨタ車体(株)	ZAD-TAK30-BS
37	1500006	専攻科その他廊下等	超小型EV	トヨタ車体(株)	ZAD-TAK30-BS
38	1500040	電子設計実習室	チューブウォーマー	マックス	LM-390T/W
39	1500041	電子設計実習室	チューブウォーマー	マックス	LM-390T/W
49	1500001	電子設計実習室	プリント基板加工実習システム	ミッツ(株)	Auto Lab
82	1500029	機械加工実習室3	定盤	ミツヨ	517-403(00等級)
83	1500037	機械加工実習室3	工具台車	京都機械工具	SK8038EX
84	1500054	機械加工実習室3	工具台車	京都機械工具	SK36813XX
95	1500056	機械加工実習室3	ブロックゲージセット	ミツヨ	BM3-112-0
125	1500025	機械加工実習室3	4サイズキャビネット	サカエ	SKB-1210W
127	1500096	機械加工実習室3	工具管理ユニット7段	サカエ	KU-7D1
128	1500097	機械加工実習室3	工具管理ユニット7段	サカエ	KU-7D1
129	1500098	機械加工実習室3	工具管理ユニット7段	サカエ	KU-7D1
130	1500099	機械加工実習室3	工具管理ユニット7段	サカエ	KU-7D1
149	1500001	機械加工実習室3	5軸制御マシニングセンタ	オークマ(株)	MU-400V II
150	1500050	機械加工実習室3	高速精密旋盤	DMG森精機ワシノ	LEO-80A
151	1500051	機械加工実習室3	高速精密旋盤	DMG森精機ワシノ	LEO-80A
152	1500052	機械加工実習室3	高速精密旋盤	DMG森精機ワシノ	LEO-80A
153	1500053	機械加工実習室3	高速精密旋盤	DMG森精機ワシノ	LEO-80A
154	1500054	機械加工実習室3	高速精密旋盤	DMG森精機ワシノ	LEO-80A
155	1500055	機械加工実習室3	高速精密旋盤	DMG森精機ワシノ	LEO-80A
156	1500057	機械加工実習室3	高速精密旋盤	DMG森精機ワシノ	LEO-80A
157	1500002	機械加工実習室3	レーザー加工機	(株)アマダ	Quattro
159	1500033	専攻科職員室	モバイルプロジェクタ	セイコーエプソン	EB-1776W
160	1600028	専攻科職員室	電気冷蔵庫	三菱電機	MR-R44A-F
161	1600026	専攻科職員室	テレビ受像機	日立	L49-H3
162	1500709	専攻科職員室	プリンタ	セイコーエプソン	LP-S7160Z
163	1600043	電子工作実習室(S107)	シュレッター	ナカバヤシ(株)	SX-206CE
164	1500647	専攻科職員室	耐火書庫	(株)イトーキ	GES-118-DA-WE
173	1600005	セミナールーム7(S104)	視力検査器	ヤガミ	6627900 YCL-SV
174	1600009	セミナールーム7(S104)	応接机(応接セット)	岡村製作所	LB55TA-MG07、LB55AC-PB21
175	1600003	セミナールーム7(S104)	整理戸棚	ヤガミ	6697000 YH-90M
184	1500022	電子工作実習室4	ボール盤	日立工機(株)	B13R 200V
190	1500014	電子工作実習室5	万能加工機	富士エンタープライズ	FCB-500DX(FM-30)
191	1500020	電子工作実習室5	ボール盤	日立工機(株)	B13R 200V
194	1500055	電子工作実習室5	工具台車	京都機械工具	SK36813XX
195	1500032	電子工作実習室5	モバイルプロジェクタ	セイコーエプソン	EB-1776W
207	1500024	電子工作実習室5	デジタルマルチメーター	テクトロニクス	DMM4040
208	1500025	電子工作実習室5	デジタルマルチメーター	テクトロニクス	DMM4040
209	1500026	電子工作実習室5	デジタルマルチメーター	テクトロニクス	DMM4040
210	1500027	電子工作実習室5	デジタルマルチメーター	テクトロニクス	DMM4040
211	1500028	電子工作実習室5	デジタルマルチメーター	テクトロニクス	DMM4040
214	1500041	電子工作実習室5	オシロスコープ	テクシオテクノロジー	GOS-6103
215	1500042	電子工作実習室5	オシロスコープ	テクシオテクノロジー	GOS-6103
216	1500043	電子工作実習室5	オシロスコープ	テクシオテクノロジー	GOS-6103
217	1500044	電子工作実習室5	オシロスコープ	テクシオテクノロジー	GOS-6103
218	1500045	電子工作実習室5	オシロスコープ	テクシオテクノロジー	GOS-6103
219	1500153	電子工作実習室5	デジタルオシロスコープ	テクシオテクノロジー	DCS-9710
220	1500154	電子工作実習室5	デジタルオシロスコープ	テクシオテクノロジー	DCS-9710
221	1500155	電子工作実習室5	デジタルオシロスコープ	テクシオテクノロジー	DCS-9710
222	1500156	電子工作実習室5	デジタルオシロスコープ	テクシオテクノロジー	DCS-9710
223	1500157	電子工作実習室5	デジタルオシロスコープ	テクシオテクノロジー	DCS-9710
224	1500004	電子工作実習室5	信号発生器	テクシオテクノロジー	AFG-3081
225	1500005	電子工作実習室5	信号発生器	テクシオテクノロジー	AFG-3081
226	1500006	電子工作実習室5	信号発生器	テクシオテクノロジー	AFG-3081
227	1500007	電子工作実習室5	信号発生器	テクシオテクノロジー	AFG-3081
228	1500008	電子工作実習室5	信号発生器	テクシオテクノロジー	AFG-3081
247	1500064	電子工作実習室5	直流安定化電源装置	菊水電子工業	PAN60-6A
248	1500065	電子工作実習室5	直流安定化電源装置	菊水電子工業	PAN60-6A
249	1500066	電子工作実習室5	直流安定化電源装置	菊水電子工業	PAN60-6A
250	1500067	電子工作実習室5	直流安定化電源装置	菊水電子工業	PAN60-6A
251	1500068	電子工作実習室5	直流安定化電源装置	菊水電子工業	PAN60-6A
274	1500004	機械加工実習室4	コーナーシャー	(株)盛光	LE-416
275	1500007	機械加工実習室4	万能折曲機	(株)盛光	LD-416
276	1500002	機械加工実習室4	傾斜円テーブル	津田駒工業	TT-200

277	1500004	機械加工実習室4	傾斜円テーブル	津田駒工業	TT-200オプション
278	1500006	機械加工実習室4	傾斜円テーブル	津田駒工業	TT-200オプション
279	1500008	機械加工実習室4	傾斜円テーブル	津田駒工業	TT-200オプション
280	1500019	機械加工実習室4	スポット溶接機	大同興業(株)	UP-10D
281	1500023	機械加工実習室4	TIG溶接機	(株)ダイヘン	DT-300P(S-2)
282	1500024	機械加工実習室4	TIG溶接機	(株)ダイヘン	DT-300P(S-2)
283	1500025	機械加工実習室4	TIG溶接機	(株)ダイヘン	DT-300P(S-2)
284	1500026	機械加工実習室4	TIG溶接機	(株)ダイヘン	DT-300P(S-2)
285	1500065	機械加工実習室4	CO2/MAG自動溶接機	(株)ダイヘン	DM-350
286	1500066	機械加工実習室4	CO2/MAG自動溶接機	(株)ダイヘン	DM-350
287	1500067	機械加工実習室4	CO2/MAG自動溶接機	(株)ダイヘン	DM-350
288	1500068	機械加工実習室4	CO2/MAG自動溶接機	(株)ダイヘン	DM-350
289	1500069	機械加工実習室4	CO2/MAG自動溶接機	(株)ダイヘン	DM-350
290	1500081	機械加工実習室4	高速切断機	昭和機械工業(株)	SK-3S 3.7kW
291	1500002	機械加工実習室4	リニアスケール	(株)エツキ	KAB-1-3軸
292	1500003	機械加工実習室4	リニアスケール	(株)エツキ	KAB-1-3軸
293	1500004	機械加工実習室4	リニアスケール	(株)エツキ	KAB-1-3軸
294	1500005	機械加工実習室4	リニアスケール	(株)エツキ	KAB-1-3軸
295	1500006	機械加工実習室4	リニアスケール	(株)エツキ	KAB-1-3軸
296	1500019	機械加工実習室4	クイックチェンジホルダ	大昭和精機	SMH50U-32B
297	1500020	機械加工実習室4	クイックチェンジホルダ	大昭和精機	SMH50U-32B
298	1500021	機械加工実習室4	クイックチェンジホルダ	大昭和精機	SMH50U-32B
299	1500022	機械加工実習室4	クイックチェンジホルダ	大昭和精機	SMH50U-32B
300	1500023	機械加工実習室4	クイックチェンジホルダ	大昭和精機	SMH50U-32B
301	1500024	機械加工実習室4	クイックチェンジホルダ	大昭和精機	SMH50U-32B
328	1500022	機械加工実習室4	定盤	(株)ユニセイキ	U-6060B
329	1500023	機械加工実習室4	定盤	(株)ユニセイキ	U-6060
330	1500035	機械加工実習室4	定盤	ユニセイキ	U-90180B
331	1500030	機械加工実習室4	ブラズマ切断機	(株)ダイヘン	M-1500C
333	1500005	機械加工実習室4	小型帯鋸盤	アサダ	バンドソービーパー6F BB103
334	1500010	機械加工実習室4	ドリル研磨機	ビックツール	D-KEN13
335	1500033	機械加工実習室4	工具台車	京都機械工具	NTX8701BKA
336	1500034	機械加工実習室4	工具台車	京都機械工具	NTX8701BKA
337	1500035	機械加工実習室4	工具台車	京都機械工具	NTX8701BKA
338	1500053	機械加工実習室4	工具台車	京都機械工具	SK8038EX
341	1500018	機械加工実習室4	ベルトサンダー	淀川電機製作所	FS-20N(60Hz)
342	1500044	機械加工実習室4	精密マシンバイス	津田駒工業	VG-150
343	1500045	機械加工実習室4	精密マシンバイス	津田駒工業	VG-150
344	1500046	機械加工実習室4	精密マシンバイス	津田駒工業	VG-150
345	1500047	機械加工実習室4	精密マシンバイス	津田駒工業	VG-150
346	1500048	機械加工実習室4	精密マシンバイス	津田駒工業	VG-150
347	1500049	機械加工実習室4	精密マシンバイス	津田駒工業	VG-150
350	1500060	機械加工実習室4	ブロックゲージセット	ミツトヨ	BM3-112-0
367	1500189	機械加工実習室4	金属顕微鏡	ニコン	SMZ460
369	1500010	機械加工実習室4	テストバー	田倉工具製作所	MT6×63×335
383	1500005	機械加工実習室4	門型油圧プレス機	マサダ製作所	MHP-15
388	1500021	機械加工実習室4	4サイズキャビネット	サカエ	SKB-1210W
389	1500022	機械加工実習室4	4サイズキャビネット	サカエ	SKB-1210W
396	1500100	機械加工実習室4	防塵マスク保管庫	光葉スチール	BM-120C
397	1500239	機械加工実習室4	整理棚	サカエ	MSR-1812L04T
398	1500240	機械加工実習室4	整理棚	サカエ	MSR-1812L04T
399	1500241	機械加工実習室4	棒材料棚	サカエ	BM2112MS05T、BM2112MS05R
404	1500047	機械加工実習室4	器具・工具箱	サカエ	KU-66B
405	1500048	機械加工実習室4	器具・工具箱	サカエ	KU-66B
406	1500049	機械加工実習室4	器具・工具箱	サカエ	KU-66B
423	1500281	機械加工実習室4	ガス溶接移動式台車	阪口製作所	CP-2000
430	1500002	機械加工実習室4	バイト研削盤	(株)飯田鐵工所	BW-41
431	1500001	機械加工実習室4	シャーリングマシン	(株)相澤鐵工所	AST-612
432	1500002	機械加工実習室4	バンドソー	(株)ニコテック	SCH-25SA II
433	1500003	機械加工実習室4	コンターマシン	(株)ニコテック	NCC-400L
434	1500004	機械加工実習室4	汎用フライス盤立形	(株)エツキ	2MF-VBS
435	1500005	機械加工実習室4	汎用フライス盤立形	(株)エツキ	2MF-VBS
436	1500006	機械加工実習室4	汎用フライス盤立形	(株)エツキ	2MF-VBS
437	1500007	機械加工実習室4	汎用フライス盤立形	(株)エツキ	2MF-VBS
438	1500008	機械加工実習室4	汎用フライス盤立形	(株)エツキ	2MF-VBS
439	1500001	機械加工実習室4	ペンディングマシン	(株)アマダ	FMB II-184NT
440	1500004	機械加工実習室4	溶接ヒューム集じん装置	日本精密(株)	NFA-60-6N1(SUS)
441	1500003	機械加工実習室4	デジタル超音波探傷器	菱電湘南エレクトロ	ニクス UI-27
443	1500047	工作工事実習室	ボール盤	日立工機(株)	B13R 100V
444	1500048	工作工事実習室	ボール盤	日立工機(株)	B13R 100V
445	1500049	工作工事実習室	ボール盤	日立工機(株)	B13R 100V
446	1500050	工作工事実習室	ボール盤	日立工機(株)	B13R 100V
469	1500119	工作工事実習室	電気工事実習パネル	京南電機(株)	KY-1800
470	1500120	工作工事実習室	電気工事実習パネル	京南電機(株)	KY-1800
481	1500020	工作工事実習室	大型保管庫	サカエ	SKS-150A4A
506	1500003	自動制御実習室4	組換え型FA実習装置	バイナス	BFA-600M

507	1500034	自動制御実習室5	モバイルプロジェクト	セイコーエプソン	EB-1776W
516	1500005	自動制御実習室5	競技用FAモデル	フエスト(株)	MPS
517	1500031	電気機器実習室2	モバイルプロジェクト	セイコーエプソン	EB-1776W
518	1500012	電気機器実習室2	パワーアナライザ	日置電機(株)	3390
519	1500013	電気機器実習室2	パワーアナライザ	日置電機(株)	3390
540	1500473	電気機器実習室2	パワーメータ	日置電機(株)	PW3336
541	1500474	電気機器実習室2	パワーメータ	日置電機(株)	PW3336
542	1500475	電気機器実習室2	パワーメータ	日置電機(株)	PW3336
543	1500476	電気機器実習室2	パワーメータ	日置電機(株)	PW3336
544	1500001	電気機器実習室2	負荷装置	京南電機(株)	KMR-103
545	1500002	電気機器実習室2	負荷装置	京南電機(株)	KMR-103
546	1500007	電気機器実習室2	総合負荷装置	京南電機(株)	KCR-305
547	1500008	電気機器実習室2	総合負荷装置	京南電機(株)	KCR-305
548	1500121	電気機器実習室2	配電盤・制御盤組立作業実習装置	京南電機(株)	KT-600KIT
559	1500001	電気機器実習室2	直流電源装置	(有)東電舎テック	PP-101-2
560	1500001	電気機器実習室2	発電機制御装置	精工社製作所	MG-DS-1802PC
561	1500002	電気機器実習室2	発電機制御装置	精工社製作所	MG-IE-2802P
562	1500003	電気機器実習室2	発電機制御装置	精工社製作所	MG-IE-2802P
563	1500004	電気機器実習室2	発電機制御装置	精工社製作所	MG-DS-1802PC
564	1500002	電子機器実習室3	信号発生器	キーサイト・テクノ	ロジック N9310A
565	1500003	電子機器実習室3	信号発生器	キーサイト・テクノ	ロジック N9310A
586	1500158	電気計測実習室4	デジタルオシロスコープ	テクシオテクノロジー	DCS-9710
587	1500159	電気計測実習室4	デジタルオシロスコープ	テクシオテクノロジー	DCS-9710
588	1500160	電気計測実習室4	デジタルオシロスコープ	テクシオテクノロジー	DCS-9710
589	1500161	電気計測実習室4	デジタルオシロスコープ	テクシオテクノロジー	DCS-9710
590	1500162	電気計測実習室4	デジタルオシロスコープ	テクシオテクノロジー	DCS-9710
591	1500163	電気計測実習室4	デジタルオシロスコープ	テクシオテクノロジー	DCS-9710
592	1500072	電気計測実習室4	デジタルマルチメータ	テクトロニクス社	DMM4050
593	1500073	電気計測実習室4	スペクトラム・アナライザ	テクトロニクス社	RSA306型
594	1500008	電気計測実習室4	発振器	テクシオテクノロジー	FG-281
595	1500009	電気計測実習室4	発振器	テクシオテクノロジー	FG-281
596	1500010	電気計測実習室4	発振器	テクシオテクノロジー	FG-281
597	1500011	電気計測実習室4	発振器	テクシオテクノロジー	FG-281
598	1500012	電気計測実習室4	発振器	テクシオテクノロジー	FG-281
599	1500013	電気計測実習室4	発振器	テクシオテクノロジー	FG-281
618	1500174	電気計測実習室4	直流安定化電源装置	菊水電子工業	PAN35-10A
622	1500001	電気計測実習室4	FFTアナライザ	(株)小野測器	CF-9200
649	1500063	電子計算機実習室4	二足歩行ロボット	近藤科学(株)	KHR-3HV Ver. 2
650	1500064	電子計算機実習室4	二足歩行ロボット	近藤科学(株)	KHR-3HV Ver. 2
651	1500065	電子計算機実習室4	二足歩行ロボット	近藤科学(株)	KHR-3HV Ver. 2
652	1500066	電子計算機実習室4	二足歩行ロボット	近藤科学(株)	KHR-3HV Ver. 2
653	1500067	電子計算機実習室4	二足歩行ロボット	近藤科学(株)	KHR-3HV Ver. 2
654	1500068	電子計算機実習室4	二足歩行ロボット	近藤科学(株)	KHR-3HV Ver. 2
655	1500069	電子計算機実習室4	二足歩行ロボット	近藤科学(株)	KHR-3HV Ver. 2
656	1500070	電子計算機実習室4	二足歩行ロボット	近藤科学(株)	KHR-3HV Ver. 2
657	1500071	電子計算機実習室4	二足歩行ロボット	近藤科学(株)	KHR-3HV Ver. 2
658	1500072	電子計算機実習室4	二足歩行ロボット	近藤科学(株)	KHR-3HV Ver. 2
659	1500073	電子計算機実習室4	二足歩行ロボット	近藤科学(株)	KHR-3HV Ver. 2
666	1500039	プレゼンテーションルーム1	モニターテレビ	ソニー	RJ-49X8500C
672	1500125	プレゼンテーションルーム1	スクリーン	(株)馬印	EKL150WX
673	1500040	プレゼンテーションルーム4	モニターテレビ	ソニー	RJ-49X8500C
675	1500123	プレゼンテーションルーム4	スクリーン	(株)馬印	EKL100WX
688	1700006	機械加工実習室3	グラインダー	日立工機	GR-26
705	1700001	機械加工実習室3	プレート	(株)ナベヤ	MU-400V II 用
706	1700001	機械加工実習室3	マシンバイス	(株)ナベヤ	LT5AU-75F
712	1700007	機械加工実習室4	グラインダー	日立工機	GR-26
715	1700005	機械加工実習室4	作業台	サカエ	KWCF-128
716	1700006	機械加工実習室4	作業台	サカエ	KWCF-128
717	1700001	機械加工実習室4	定盤	(株)ナベヤ	E-9127
724	1700002	工作工事実習室	コーナーボール	DOTCO	15BF282-62
725	1700003	工作工事実習室	コーナーボール	DOTCO	15BF282-62
726	1700004	工作工事実習室	コーナーボール	DOTCO	15BF282-62
727	1700005	工作工事実習室	コーナーボール	DOTCO	15BF282-62
728	1700006	工作工事実習室	コーナーボール	DOTCO	15BF282-62
729	1700007	工作工事実習室	コーナーボール	DOTCO	15BF282-62
737	1700008	工作工事実習室	リベッター	ATI	ATI590L
738	1700003	自動制御実習室5	シーケンサー	三菱電機(株)	別紙内訳書(9)のとおり
739	1700004	自動制御実習室5	シーケンサー	三菱電機(株)	別紙内訳書(9)のとおり
740	1700005	自動制御実習室5	シーケンサー	三菱電機(株)	別紙内訳書(9)のとおり
741	1700006	自動制御実習室5	シーケンサー	三菱電機(株)	別紙内訳書(9)のとおり
742	1700007	自動制御実習室5	シーケンサー	三菱電機(株)	別紙内訳書(9)のとおり
745	1700780	電子機器実習室3	ノートパソコン	HP	ELITEBOOK820 G3/CT
746	1700781	電子機器実習室3	ノートパソコン	HP	ELITEBOOK820 G3/CT
747	1700010	専攻科その他廊下等	ショーケース	イナバ	H-6153-SL
748	1700023	専攻科その他廊下等	ハンドゴール	テクノ	4-21-560
750	1700062	専攻科職員室	単焦点プロジェクト	リコー	WX4152N

755	1700782	電子計算機実習室4	パーソナルコンピューター	DELL	Vostro15 5000
756	1700145	電子計算機実習室4	ハブ	パナソニック	ZEQUO 4500DL PN36241C
757	1700001	電子工作実習室5	画像制御ユニット	サンリツオートメーション	TPIP3
758	1700002	電子工作実習室5	画像制御ユニット	サンリツオートメーション	TPIP3
759	1700003	電子工作実習室5	画像制御ユニット	サンリツオートメーション	TPIP3
760	1700004	電子工作実習室5	画像制御ユニット	サンリツオートメーション	TPIP3
761	1700777	電子工作実習室5	パーソナルコンピューター	富士通	LIFEBOOK U937/RX FMVU09009P
774	1700183	電子工作実習室5	マイクروسコープ	ホーザン	L-KIT567
775	1700184	電子工作実習室5	マイクروسコープ	ホーザン	L-KIT586
776	1700001	電子設計実習室	ソフト	(株)アマダ	AP100
777	1700002	電子設計実習室	ソフト	(株)アマダ	AP100
778	1700003	電子設計実習室	ソフト	(株)アマダ	AP100
779	1700004	電子設計実習室	ソフト	(株)アマダ	AP100
780	1700005	電子設計実習室	ソフト	(株)アマダ	AP100
781	1700772	電子設計実習室	パーソナルコンピューター	エプソン	Endeavor NJ6100E
782	1700773	電子設計実習室	パーソナルコンピューター	エプソン	Endeavor NJ6100E
783	1700774	電子設計実習室	パーソナルコンピューター	エプソン	Endeavor NJ6100E
784	1700775	電子設計実習室	パーソナルコンピューター	エプソン	Endeavor NJ6100E
785	1700776	電子設計実習室	パーソナルコンピューター	エプソン	Endeavor NJ6100E
796	1800035	機械加工実習室3	ハンドリフト	京町産業車輛	HL350型
799	1800003	機械加工実習室3	デーケン	BIGTOOL	D-KEN26
815	1800008	機械加工実習室4	マシンパイス	津田駒工業	VR150
825	1800015	機械加工実習室4	ウェルビーインバーター	ダイヘン	A350P
829	1800002	機械加工実習室4	ブラシレスDCモーターコントローラー	小野塚精機	OMC4850
831	1800046	機械加工実習室4	整理戸棚	サカエ	MSR-1812L04T
834	1800029	機械設計実習室	チャンネルハンディロガー	グラフィテック	GL840-SDWV
837	1805855	機械設計実習室	ノートパソコン	富士通	FMVU537BY
838	1800051	機械設計実習室	教育用ライセンス	ベリカット	Version8.1
839	1800008	工作工事実習室	チェリーガンキット	ATI TOOLS	ATIG747CMR
840	1800009	工作工事実習室	C型スクイザー	ATI TOOLS	ATIU-114A
841	1800010	工作工事実習室	チェリーガン	ATI TOOLS	G747
846	1800001	自動制御実習室5	メカトロニクス実験装置	FESTO	MPS
847	1800012	専攻科職員室	USB変換インタフェース	ZMP	CANUSB-Z
850	1805873	専攻科職員室	パーソナルコンピューター	NEC	別紙内訳書(10)のとおり
851	1805874	専攻科職員室	パーソナルコンピューター	NEC	別紙内訳書(11)のとおり
863	1800021	電気機器実習室2	直流安定化電源装置	KIKUSUI	PWR801ML
864	1800022	電気機器実習室2	直流安定化電源装置	KIKUSUI	PWR801ML
873	1805863	電子機器実習室3	パーソナルコンピューター	エプソン	Endeavor NA513E
874	1800001	電子機器実習室3	トライサイクル	アビリティズケアネット	S8314
875	1800008	電子計算機実習室4	レーザーセンサ	ZMP	3D-LiDAR
876	1805864	電子計算機実習室4	パーソナルコンピューター	MOUSE	NEXTGEAR-NOTE i5730GA1
877	1805865	電子計算機実習室4	パーソナルコンピューター	MOUSE	NEXTGEAR-NOTE i5730GA1
880	1805866	電子計算機実習室4	ノートパソコン	MOUSE	B507H
881	1805867	電子計算機実習室4	ノートパソコン	MOUSE	B507H
882	1805868	電子計算機実習室4	ノートパソコン	MOUSE	B507H
883	1805869	電子計算機実習室4	ノートパソコン	MOUSE	B507H
884	1805870	電子計算機実習室4	ノートパソコン	MOUSE	B507H
885	1805856	電子工作実習室5	パーソナルコンピューター	富士通	FMVA3702MP
886	1805857	電子工作実習室5	パーソナルコンピューター	富士通	FMVA3702MP
887	1805858	電子工作実習室5	パーソナルコンピューター	富士通	FMVA3702MP
890	1800006	電子工作実習室5	オシロスコープ	テクトロニクス	TBS1104
891	1800007	電子工作実習室5	オシロスコープ	テクトロニクス	TBS1104
892	1800008	電子工作実習室5	オシロスコープ	テクトロニクス	TBS1104
893	1800009	電子工作実習室5	オシロスコープ	テクトロニクス	TBS1104
894	1800010	電子工作実習室5	オシロスコープ	テクトロニクス	TBS1104
898	1900005	専攻科その他廊下等	エコラン用レースモーター	ミツバ	MO124-Va-1式
899	1900006	専攻科その他廊下等	エコラン用レースモーター	ミツバ	MO348-V-1式
900	1900001	機械加工実習室3	フライス用チャック	ファーステック	FT-NBK12
906	1900006	専攻科その他廊下等	特殊軽量ソーラーパネル	SUNPOWER	ソーラーパネル4×4モジュール
908	1905343	機械設計実習室	パーソナルコンピューター	エプソン	NJ6100E
909	1900008	自動制御実習室5	センサー&制御パッケージ	アカテリアル	センサー&制御パッケージ
910	1900009	自動制御実習室5	モーダドライブトレイン	アカテリアル	モーダドライブトレイン
911	1900010	自動制御実習室5	ストラクチャーコンポーネント	アカテリアル	ストラクチャーコンポーネント
912	1900011	自動制御実習室5	myRIO技能五輪セット	アカテリアル	myRIO技能五輪セット
913	1900001	機械加工実習室4	ホロレンズ眼鏡	マイクロソフト	Microsoft HoloLens
919	1900011	機械設計実習室	アズワン恒温器	アズワン	HB-1400
920	1900003	機械設計実習室	マシンシミュレーション設定費	ゼネテック	AKQ0200
949	1905428	電機計測実習室4	ノートパソコン レノボ	レノボ	ideapad C340 81N4005AJP
950	1905429	電機計測実習室4	ノートパソコン レノボ	レノボ	ideapad C340 81N4005AJP
951	1900003	機械加工実習室3	クイックポイントプレート	LANG	クイックポイントプレート
952	1900004	機械加工実習室3	クイックポイントアダプタープレート	LANG	クイックポイントアダプタープレート
953	1900005	機械加工実習室3	マクログリッパ5Axis46-65	LANG	マクログリッパ5Axis46-65
954	1900006	機械加工実習室3	マクログリッパ5Axis77-120	LANG	マクログリッパ5Axis77-120
955	1900012	自動制御実習室4	電気系保全作業検定盤	オムロン	K96-CS1
956	1900013	自動制御実習室4	電気系保全作業検定盤	オムロン	K96-CS1
957	1900014	自動制御実習室4	電気系保全作業検定盤	オムロン	K96-CS1

961	1900024	電機計測実習室4	イメージングユニット アルゴ	アルゴ	AR-VLP-16
963	1900001	機械加工実習室4	3Dプリンタ	キーエンス	AGILISTA-3200
965	1900002	機械加工実習室4	Turlebot3 Waffle Pi	ベストテクノロジー	ベストテクノロジー BTH085
966	1900055	機械設計実習室	ソリッドワークス	ダットソーシステム	SOLIDWORKS EDU Edition 2019-2020
979	1900003	自動制御実習室4	COBOTTA	デンソーウェーブ	標準OS/電動ハンド付き(NPN)
980	1900004	自動制御実習室4	COBOTTA	デンソーウェーブ	標準OS/電動ハンド付き(NPN)
981	1900005	自動制御実習室4	COBOTTA	デンソーウェーブ	標準OS/電動ハンド付き(NPN)
982	1900006	自動制御実習室4	COBOTTA	デンソーウェーブ	標準OS/電動ハンド付き(NPN)
983	1900007	自動制御実習室4	COBOTTA	デンソーウェーブ	標準OS/電動ハンド付き(NPN)
984	2000001	機械加工実習室4	駆動モータ	ミツバ	ECM M00512-Va一式
985	2000002	機械加工実習室4	駆動モータ	ミツバ	ECM M0124-Va一式
996	2000884	電子計算機実習室4	プロジェクト	カシオ	XJ-S400UN
997	2000003	講義室	駆動モータ	小野塚精機	OMC4850本体
999	2000004	自動制御実習室4	配電・制御装置周辺機器	デンソーウェーブ	410010-8730
1000	2000005	自動制御実習室4	配電・制御装置周辺機器	デンソーウェーブ	410010-8730
1001	2000006	自動制御実習室4	配電・制御装置周辺機器	デンソーウェーブ	410010-8730
1002	2000007	自動制御実習室4	配電・制御装置周辺機器	デンソーウェーブ	410010-8730
1003	2000008	自動制御実習室4	配電・制御装置周辺機器	デンソーウェーブ	410010-8730
1004	2000009	自動制御実習室5	配電・制御装置周辺機器	FESTO	D:MP3-M-W 532952
1005	2000010	自動制御実習室5	配電・制御装置周辺機器	FESTO	D:MP3-M-W 532952
1006	2000011	自動制御実習室5	配電・制御装置周辺機器	FESTO	D:MP3-M-W 532952
1007	2000012	自動制御実習室5	配電・制御装置周辺機器	FESTO	D:MP3-M-W 532952
1008	2000013	自動制御実習室5	配電・制御装置周辺機器	FESTO	D:MP3-M-W 532952
1022	2000883	電子工作実習室5	投影機	カシオ	XJ-S400UN
1024	2000009	電子設計実習室	電子計算機応用装置	北陽電機	YVT-35LX-F0
1026	2000024	精密加工実習室	ファイリングキャビネット	サカエ	SKB-CDD
1028	2000001	自動制御実習室4	自動制御実習装置	デンソーウェーブ	COBOTTA デンソーウェーブ 標準OS/電動ハンド付き(NPN)
1029	2000002	自動制御実習室4	自動制御実習装置	デンソーウェーブ	COBOTTA標準OS/電動ハンド付き(NPN)
1030	2000003	自動制御実習室4	自動制御実習装置	デンソーウェーブ	COBOTTA標準OS/電動ハンド付き(NPN)
1031	2000004	自動制御実習室4	自動制御実習装置	デンソーウェーブ	COBOTTA標準OS/電動ハンド付き(NPN)
1032	2000005	自動制御実習室4	自動制御実習装置	デンソーウェーブ	COBOTTA標準OS/電動ハンド付き(NPN)
1033	2000006	自動制御実習室4	自動制御実習装置	デンソーウェーブ	COBOTTA標準OS/電動ハンド付き(NPN)
1034	2000001	専攻科職員室	通信中継交換機	Cisco	C9300-24UX-A
1035	2000002	専攻科職員室	通信中継交換機	Cisco	alCs 9300-24UX-E
1036	2000003	専攻科職員室	通信中継交換機	Cisco	alCs 9300-24UX-E
1054	2110216	機械設計実習室(S102)	パーソナルコンピュータ	インテル	INTEL NUC L10 BXNUC1017FNHJA
1055	2100001	機械加工実習室4(S109)	エコラン用レースモータ	ミツバ	M00512-Va
1056	2100002	機械加工実習室4(S109)	エコラン用レースモータ	ミツバ	M0124-Va
1059	2100001	電子機器実習室(S205)	ネットワーク実習装置一式	アライドテレシス	AT-AR2050V VPNルーター、1436R AT-X230-10GP、3806R AT-TQ5403他
1060	2100001	機械加工実習室(S109)	CQモータキット	CQ出版	E2/ハイグレード
1061	2100003	機械加工実習室(S109)	EVミニカートキット	CQ出版	CQEV基本キット
1062	2100091	専攻科昇降口	顔認証AIサーマルカメラ	アイリスオーヤマ	IRC-F341SG
1063	2100002	電子設計実習室(S101)	VPNルーター	アライドテレシス	AT-AR2050V
1064	2100003	電子設計実習室(S101)	ブラシレスモーター式	オリエンタルモーター	BLMR6200SKM-20-B
1065	2100004	電子設計実習室(S101)	ブラシレスモーター式	オリエンタルモーター	BLMR6200SKM-20-B
1068	2100002	自動制御実習室(S202)	FA実習装置	パイナス	
1069	2100002	自動制御実習室(S202)	コボット用電動パキューム	デンソーウェーブ	
1070	2125466	機械設計実習室(S102)	パーソナルコンピュータ	マウスコンピュータ	G-Tune P5
1080	2100061	普通教室(S208)	プロジェクター	マクセル	MP-JU4001J
1081	2100062	普通教室(S209)	プロジェクター	マクセル	MP-JU4001J
1082	2100063	普通教室(S210)	プロジェクター	マクセル	MP-JU4001J
1083	2100064	普通教室(S211)	プロジェクター	マクセル	MP-JU4001J
1084	2100065	プレゼンテーションルーム(S2)	液晶プロジェクター	パナソニック	PT-FRQ50J
1085	2100066	プレゼンテーションルーム(S2)	液晶プロジェクター	パナソニック	PT-FRQ50J
1086	2100001	自動制御実習室(S202)	FA実習装置	パイナス	BFA-650
1088	2100003	機械加工実習室(S103)	卓上型研磨切断機	アズワン	RC-120
1089	2100018	機械加工実習室(S103)	ロボドリル	ファナック	α-D14MiB5
1105	2300038	専攻科(リース物品)	電子計算組織	別紙内訳書(1)~(8)のとおり	別紙内訳書(1)~(8)のとおり
1106	2300001	機械加工実習室(S109)	CQブラシレスモータキット	CQ出版	CQ/ハイグレード
1108	2300001	セミナールーム7(S104)	デジタル身長体重計	A&Dメディカル	AD-6351
1109	2300001	機械加工実習室(S103)	エコラン用モータ	ミツバ	MO0512-VS(1)
1110	2300002	機械加工実習室(S103)	エコラン用モータ	ミツバ	MO0512-VS(2)
1112	2300003	電子工作実習室(S108)	ノートPC	ASUS	FX506HM
1113	2300004	電子工作実習室(S108)	Worldskills世界大会アップグレ	アカテリアル	
1117	2300004	電気機器実習室(S205)	ノートPC	マウスコンピュータ	G-Tune H5
1118	2300005	電気機器実習室(S205)	ノートPC	マウスコンピュータ	G-Tune H5
1119	2300006	電気機器実習室(S205)	ノートPC	マウスコンピュータ	G-Tune H5
1120	2300007	電気機器実習室(S205)	ノートPC	マウスコンピュータ	G-Tune H5
1121	2300008	電気機器実習室(S205)	ノートPC	マウスコンピュータ	G-Tune H5
1122	2300009	電気機器実習室(S205)	ノートPC	マウスコンピュータ	G-Tune H5
1128	2300002	専攻科職員室(S105)	シュレッダー	明光商会	SD-F30S-L
1129	2300001	自動制御実習室(S203)	MPSステーション	パイナス	
1130	2300002	自動制御実習室(S202)	FA実習装置	パイナス	
1131	2300001	電気機器実習室(S205)	LIDER	Hesai	PandarRXT16
1132	2300002	電気機器実習室(S205)	LIDER	Hesai	PandarXT
1135	2300001	自動制御実習室(S202)	ベルトコンベア	パイナス	BSC-3000/G

1136	2300007	電気機器実習室(S205)	JetsonAGXOrin開発者キット	NVIDIA	JetsonAGXOrin開発者キット
1137	2300008	電気機器実習室(S205)	JetsonAGXOrin開発者キット	NVIDIA	JetsonAGXOrin開発者キット
1140	2300001	自動制御実習室(S202)	2軸直交型エアロボット	パイナス	BSU-1001/A
1141	2300002	自動制御実習室(S202)	2軸直交型エアロボット	パイナス	BSU-1001/A
1142	2300003	自動制御実習室(S202)	2軸直交型エアロボット	パイナス	BSU-1001/A
1143	2300004	自動制御実習室(S202)	2軸直交型エアロボット	パイナス	BSU-1001/A
1144	2300005	自動制御実習室(S202)	2軸直交型エアロボット	パイナス	BSU-1001/A
1145	2300006	自動制御実習室(S202)	2軸直交型エアロボット	パイナス	BSU-1001/A
1146	2300009	自動制御実習室(S202)	バルブユニット	パイナス	BFA-650/VALVE
1147	2300010	自動制御実習室(S202)	バルブユニット	パイナス	BFA-650/VALVE
1148	2300011	自動制御実習室(S202)	バルブユニット	パイナス	BFA-650/VALVE
1149	2300012	自動制御実習室(S202)	バルブユニット	パイナス	BFA-650/VALVE
1150	2300013	自動制御実習室(S202)	バルブユニット	パイナス	BFA-650/VALVE
1151	2300014	自動制御実習室(S202)	バルブユニット	パイナス	BFA-650/VALVE
1152	2300003	機械加工実習室(S109)	エコランレース用モータ	ミツバ	0124-IVS
1153	2300001	電気機器実習室(S205)	電動車椅子	WHILL	ModelCR
1156	2300004	機械加工実習室(S109)	エコラン用モータ	ミツバ	MO348-V2
1157	2300017	電気機器実習室(S204)	mosaic CLAS RIB	Septentrio	410390
1158	2300018	電気機器実習室(S204)	mosaic CLAS RIB	Septentrio	410390
1159	2300001	電子工作実習室(S108)	卓上CNCフライス	オリジナルマインド	KitMill RZ300
1161	2300001	電気機器実習室(S204)	超音波発振器	ソノテック	SF-3400 II
1162	2300001	電気機器実習室(S204)	超音波振動子	ソノテック	SF-3140
1174	2300001	機械加工実習室(S103)	工具管理ユニット	サカエ	KU-7D1
1175	2300003	電気機器実習室(S205)	LiDARシステム	マップフォー	M4-SP-UI-5581LE
1176	2300001	電気機器実習室(S205)	画像処理システム	マップフォー	M4-SP-XT
1177	2300001	自動制御実習室(S203)	シミュレーションボックス	FESTO	
1184	2300019	電気機器実習室(S205)	データロギングボックス	マップフォー	M4-SP-ABP3000
1185	2300006	電気機器実習室(S205)	センサスタビライザ	マップフォー	M4-SP-RS3
1186	2300002	電気機器実習室(S205)	シミュレータシステム	マップフォー	なし
1187	2300025	自動制御実習室(S203)	GOT本体	三菱電機	GT2508-VTBA
1188	23年度購	自動制御実習室(S203)	測定ユニット	FESTO	D:MP4-BG-MESEH
1189	2300001	自動制御実習室(S203)	ロータリーリフトモジュール	FESTO	D:MP4-M-DH-KPL
1192	2300135	プログラミング室(E107)	スポットクーラー	ナカトミ	SAC-3000
1193	2300136	プログラミング室(E107)	スポットクーラー	ナカトミ	SAC-3000
1195	2300006	工作事実習室(S201)	リベッター	PROSET	PRG-XT1
1196	2300009	電子設計実習室(S101)	技術五輪形式ロボット部門課題コレクション(2024年4月版)形式	Studica社	#70205
1197	2300001	電子設計実習室(S101)	レーザーカットマン	ユーボン	X1309
1198	2300002	機械加工実習室(S103)	ツールプリセッタ	オーエスジー	OZT-1-350/320
1199	2300001	自動制御実習室(S202)	COBOTTA用3Kハンド	デンソーウェーブ	
1200	2300002	自動制御実習室(S202)	COBOTTA用3Kハンド	デンソーウェーブ	
1201	2300003	自動制御実習室(S202)	COBOTTA用3Kハンド	デンソーウェーブ	
1202	2300001	電気機器実習室(S205)	MAPIV EnginePC	マップフォー	MAPIV EnginePC
1203	2300002	電気機器実習室(S205)	MAPIV EnginePC	マップフォー	MAPIV EnginePC
1204	2300003	電気機器実習室(S205)	MAPIV EnginePC	マップフォー	MAPIV EnginePC
1205	2304946	電子工作実習室(S108)	ノートPC	MSI	Katana-15-B12VGK-039JP
1206	2304947	電気機器実習室(S205)	マウスコンピューター	マウスコンピューター	G-Tune P6-17G50BK-A
1207	2304948	電気機器実習室(S205)	マウスコンピューター	マウスコンピューター	G-Tune P6-17G50BK-A
1208	2304949	電気機器実習室(S205)	マウスコンピューター	マウスコンピューター	G-Tune P6-17G50BK-A
1209	2304950	電気機器実習室(S205)	マウスコンピューター	マウスコンピューター	G-Tune P6-17G50BK-A
1210	2304951	電気機器実習室(S205)	マウスコンピューター	マウスコンピューター	G-Tune P6-17G50BK-A
1211	2300001	自動制御実習室(S202)	ワイヤレスアンブ	TOA	WA-2700-CSET
1214	2300016	プログラミング室(E107)	超音波発振器	ソノテック	SF-3400
1215	2300017	プログラミング室(E107)	超音波発振器	ソノテック	SF-3400
1216	2300018	プログラミング室(E107)	超音波発振器	ソノテック	SF-3400
1217	2300002	プログラミング室(E107)	超音波振動子	ソノテック	SF-3140
1218	2300003	プログラミング室(E107)	超音波振動子	ソノテック	SF-3140
1219	2300004	プログラミング室(E107)	超音波振動子	ソノテック	SF-3140
1232	2300001	電気機器実習室(S205)	自動運転XRシステム	スマートインプリメント	XRシステム
1233	2300002	電気機器実習室(S204)	GPSリピータ	GPS NETWORKING	L1/L2GHNRKIT-N/5/110
1234	2300016	専攻科その他廊下等	ワイドペール	テラモト	DS-259-190-0
1235	24年度購	自動制御実習室(S203)	GOT本体	三菱電機	GT2508-VTBA
1236	24年度購	電子設計実習室(S101)	VMX Robotics Controller	Studica	#70176
1237	24年度購	電子設計実習室(S101)	Titan Quad Motor Controller	Studica	#70152
1238	24年度購	電気機器実習室(S205)	マウスコンピューター	マウスコンピューター	G-Tune P6-17G50BK-A
1239	24年度購	電気機器実習室(S205)	マウスコンピューター	マウスコンピューター	G-Tune P6-17G50BK-A
1240	24年度購	電気機器実習室(S205)	マウスコンピューター	マウスコンピューター	G-Tune P6-17G50BK-A
1241	24年度購	電気機器実習室(S205)	マウスコンピューター	マウスコンピューター	G-Tune P6-17G50BK-A
1242	24年度購	電気機器実習室(S204)	GNSS基板	株式会社アムテックス	Mosaic HeArT-CLAS
1243	24年度購	電気機器実習室(S204)	GNSS基板	株式会社アムテックス	Mosaic HeArT-CLAS
1244	24年度購	機械加工実習室(S103)	マシンニングセンター用テストバー	大昭和精機株式会社	BBT30-32-L150
1246	24年度購	工作事実習室(S201)	ハンドスクイーズ	USATCO	TP888-7
1252	24年度購入	電気機器実習室(S204)	GNSS基盤	Mosaic	HeArT-CKAS
1253	24年度購入	電気機器実習室(S204)	GNSS基盤	Mosaic	HeArT-CKAS
1254	24年度購入	電気機器実習室(S204)	GNSSアンテナ	小峰無線電機	QZG1256FQ
1255	24年度購入	機械加工実習室(S109)	ハンディファイバーレーザー溶接機	株式会社アマダ	FLW1500MTS

1258	24年度購入	電子設計実習室(S101)	VMX Robotics Controller	Studica	#70176
1259	24年度購	電子設計実習室(S101)	Titan Quad Motor Controller	Studica	#70152
1260	25年度購	電気機器実習室(S204)	GNSSアンテナ	小峰無線	QZG1256fQ
1261	25年度購	電気機器実習室(S204)	GNSS基板	Mosaic	HeArt-CLAS
1262	25年度購	電気機器実習室(S204)	GNSS基板	Mosaic	HeArt-CLAS
1263	25年度購	電気機器実習室(S204)	GNSS基板	Mosaic	HeArt-CLAS
1269	25年度購	電子工作実習室(S108)	KitMill AST200 基本セット	オリジナルマインド	KitMill AST200
1299	25年度購	電気計測実習室(S206)	ノートPC	HP	BM3P5PA-AAES
1300	25年度購	電子工作実習室(S107)	かんだんテント キングサイズ KA/11W(S-8213)	株式会社さくらコーポレーション	KA/11W
1301	25年度購	電子工作実習室(S107)	かんだんテント キングサイズ KA/11W(S-8213)	株式会社さくらコーポレーション	KA/11W
1302	25年度購	電子工作実習室(S107)	かんだんテント キングサイズ KA/11W(S-8213)	株式会社さくらコーポレーション	KA/11W

別紙7 大学編入基準

28文科初第35号
平成28年4月1日

各都道府県教育委員会
各都道府県知事
各構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体の長
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学・高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
(独)国立高等専門学校機構理事長
(独)大学改革支援・学位授与機構機構長

殿

文部科学省初等中等教育局長

小松 親次郎



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長

常盤 豊



(印影印刷)

高等学校等の専攻科の課程を修了した者の大学への編入学制度の創設
に係る関係省令・告示の施行について（通知）

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号。以下「改正法」という。）
が平成28年4月1日に施行されたことに併せて、学校教育法施行規則（昭和22年文部省

令第11号。以下「施行規則」という。)等の関係省令・告示を整備し、同日から施行しました。【別添参照】

関係省令・告示においては、改正法において文部科学大臣が定めることとされた、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部（以下「高等学校等」という。）の専攻科のうち、その課程を修了した者が大学に編入学することができる高等学校等の専攻科（以下「大学に編入学することができる専攻科」という。）の課程の基準を定めるとともに、一定の要件を満たす高等学校等の専攻科の課程における学修を大学、短期大学及び高等専門学校において単位認定することができる学修に加えしました。

あわせて、短期大学及び高等専門学校の専攻科の入学資格に、大学に編入学することができる専攻科の課程を修了した者を加えるとともに、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が学士の学位を与えることができる対象として大学に編入学することができる専攻科の課程を修了した者を加えました。

関係省令・告示の概要及び留意事項は下記のとおりですので、事務処理上遺漏ないよう願います。なお、改正法関係省令・告示のうち義務教育学校制度の創設に係る事項については、27文科初第1593号により別途関係者に周知済みです。

あわせて、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に、各都道府県知事又は構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所管の学校又は所轄の学校法人に、本通知の内容を十分周知されるよう願います。

記

第1 高等学校等の専攻科の課程を修了した者の大学への編入学について

1. 大学に編入学することができる専攻科の課程の基準について

(1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の専攻科の場合における、大学に編入学することができる専攻科の課程の基準の概要

①修業年限が2年以上であること。（施行規則第100条の2第1項関係）

②授業科目を履修した生徒に対しては、審査、試験その他の高等学校の専攻科の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上で単位を与えること。（平成28年文部科学省告示第63号（以下「告示第63号」という。）第2条関係）

③1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、以下の基準により単位数を計算すること。（告示第63号第3条第2項関係）

1) 講義及び演習：15～30時間までの範囲で高等学校が定める時間の授業をもって1単位とすること。

2) 実験、実習及び実技：30～45時間までの範囲で高等学校が定める時間の授業を1単位とすること。ただし、個人指導による実技の授業については、高

等学校が定める時間の授業をもって1単位とすることができることとする。

- 3) 1) 及び2) の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、1), 2) の基準を考慮して高等学校が定める時間の授業をもって1単位とすること。
- ④修了研究、修了制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、高等学校が単位数を定めることができること。(告示第63号関係第3条第3項関係)
- ⑤同時双方向型の遠隔教育の方法により教室等以外の場所で授業を履修させることができること。この方法により修得する単位数は、専攻科の全課程の修了に必要な総単位数のうち3/4を超えないものとする。こと。(告示第63号第4条関係)
- ⑥通信制の課程について、通信教育用学習図書等による授業又は放送等による授業の授業科目について単位数を定めるに当たっては、③、④に関わらず、45時間の学修を必要とする通信教育用学習図書等又は放送等による学修をもって1単位とすること。(告示第63号第6条関係)
- ⑦通信制の課程について、通信教育用学習図書等による授業又は放送等による授業と面接指導による授業又は第4条第1項の方法による授業との併用により行う場合においては、③、④及び⑥の基準を考慮して当該授業科目の単位数を定めること。(告示第63号第7条関係)
- ⑧全日制の課程又は定時制の課程の場合、全課程の修了要件は、当該課程に修業年限の年数以上在学し、62単位以上を修得するものであること。通信制の課程の場合、当該課程に修業年限の年数以上在学し、62単位以上を修得することと、120単位時間(1単位時間の標準は50分)に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の面接指導による授業を履修することのいずれにも該当することを要件とすること。(告示第63号第5条及び第8条関係)
- ⑨専攻科の教員の数は、全日制の課程又は定時制の課程にあっては別表第1に定める数以上、通信制の課程にあっては別表第2に定める数以上とし、その半数以上は専任の教員でなければならないこと(別表に定める数の半数が3人を下回る場合にあっては3人以上)。(告示第63号第9条及び第10条関係)
- ⑩専攻科の教員の資格は、次のいずれかに該当する者で、その担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならないこと。(告示第63号第11条関係)
 - 1) 大学に編入することができる専攻科の課程を修了した後、学校等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者で、当該専攻科の課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して6年以上となるもの
 - 2) 専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)第41条第1号から第5号ま

でに該当する者

3) その他1), 2)に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

- ⑩専攻科の専用教室の面積は、全日制の課程又は定時制の課程にあっては1の学科のみを置く場合は別表第3イの表により算定した面積以上であること。2以上の学科を置く場合は、これらの学科のうち別表第3イの表第3欄の収容定員40人までの面積が最大となるいずれか1の学科について同表により算定した面積と、当該1の学科以外の学科について、それぞれ別表第3ロの表により算定した面積を合計した面積を、合計した面積以上とすること。(例えば、160人の看護に関する学科と、40人の工業に関する学科及び農業に関する学科を置く場合は、看護に関する学科を別表第3イの表で計算し、工業に関する学科と農業に関する学科をそれぞれ別表第3ロの表で計算した後、それら3つを合計した面積となること。)(告示第63号第13条関係)

通信制の課程にあっては、1の学科のみを置く場合は別表第4イの表により算定した面積以上であること。2以上の学科を置く場合は、これらの学科のうち別表第4イの表第3欄の収容定員80人までの面積が最大となるいずれか1の学科について同表により算定した面積と、当該1の学科以外の学科について、それぞれ別表第4ロの表により算定した面積を合計した面積を、合計した面積以上とすること。(告示第63号第14条関係)

【別表については、告示第63号の別表を参照】

(2) 特別支援学校の高等部の場合における、大学に編入学することができる専攻科の課程の基準の概要(平成28年文部科学省告示第64号)

- ①上記(1)の①から⑤まで、⑧の前段及び⑩に定める基準を満たすこと。
②専攻科の教員数は、別表に定める数以上とし、その半数以上は専任の教員でなければならないこと(別表に定める数の半数が3人を下回る場合にあっては3人以上)。
【別表については、告示第64号の別表を参照】

(3) 留意事項

- ①ここでいう「大学」には短期大学を含むこと。
②上記(1)及び(2)に示す基準(以下「基準」という。)を満たす高等学校等の専攻科の課程の修了者であれば、改正法の施行以前に修了した者についても編入学の対象となること。
③各大学においては、編入学を希望する者が修了した高等学校等の専攻科の課程が基準を満たしていることについて、確認をした上で編入学の許可をすること。その確認に当たっては以下のような方法が考えられること。
ア 各高等学校等が発行する修業年限2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校等の専攻科の課程を修了したことを証明する証明書を、編入学を希望する者から提出させること。

イ 上記により難しい場合には、編入学を希望する者が修了した各高等学校等、当該高等学校等を設置する都道府県教育委員会又は所轄の都道府県等の協力を得つつ、当該課程が本件に係る基準を満たしていることを確認すること。

その際、他の学校種の卒業者又は修了者の編入学の場合と異なり、大学が確認すべき事項が多岐にわたることから、専攻科を置く高等学校等や管理機関等において、共通性に配慮しつつ、大学が確認すべき事項に関する一覧性の高い証明書を発行することも考えられること。

なお、専攻科を置く高等学校等において関係書類が滅失した等の理由により各高等学校等による証明が困難な場合は、管理機関等において、大学の確認に必要な事項の提供に努められたいこと。

- ④各大学は、編入学を希望する者が修了した高等学校等の専攻科の課程が基準を満たしていることを確認した上で、編入学の許可に当たっては、編入学を希望する者が修了した高等学校等の専攻科の課程の分野や履修内容について考慮することが必要であること。
- ⑤ここでいう専任の教員とは、主として高等学校等の専攻科の教育に従事するために配置されている教員を言い、高等学校等のいわゆる本科の教育を行うことができないものとする趣旨ではないこと。同様に、専用の教室も、主として高等学校等の専攻科の教育のために確保される教室を言い、当該教室を高等学校等の本科の生徒が利用してはならない趣旨ではないこと。
- ⑥高等学校の専攻科の広域の通信制の課程等であって、主たる校地から遠く隔たった場所に面接指導等による授業を行うための施設を設ける場合、当該施設、主たる校地に設置する校舎ともに、教育に支障がない体制、施設とすること。また、科目履修生等正規の課程の外の生徒を受け入れる場合も、教育に支障がないような体制、施設とすること。
- ⑦特別支援学校の高等部の専攻科については、在籍する児童生徒等の障害の状態に応じ、必要となる施設や設備が様々であること等から、各学校の状況に応じた柔軟な対応が可能となるよう、特別支援学校について設置に当たっての統一的な基準を設けていない趣旨に鑑み、このたび、高等学校に関する上記（１）⑩のような施設の面積に係る基準は設けていないものの、対象とする障害種に応じた十分な教育環境を確保する必要があること。
- ⑧なお、上記（１）及び（２）の基準は、大学に編入学することができる高等学校等の専攻科の課程に関する基準を定めるものであり、新たに設置基準等の高等学校等の専攻科に係る通則を設けるものではないこと。このため、修了者について大学等への編入学を予定しない高等学校等の専攻科においては、従前どおり、高等学校設置基準等の規定の下に、多様な教育を行うことが可能であること。

2. 編入学した大学の修業年限から控除する期間について

(1) 概要

1. の基準を満たす高等学校等の専攻科の課程を修了した者は、大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した高等学校等の専攻科における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができること。ただし、在学すべき期間は、一年を下ってはならないこと。(施行規則第100条の2第2項関係)

(2) 留意事項

編入学した大学における修業年限から控除する期間を定める場合には、編入学者が十分な学修成果を得られるよう、高等学校等の専攻科における授業科目の履修状況などを考慮しながら、当該大学における教育を組織的・体系的に受けられるよう相当な期間を確保することが必要であること。

3. 高等学校等の専攻科に係る評価について

(1) 概要

1. の基準を満たす専攻科を置く高等学校等は、当該専攻科について、施行規則第104条第1項において準用する第66条第1項の規定による評価の結果を踏まえた高等教育の段階における教育活動等に関し識見を有する者その他適当と認める者による評価を行い、その結果を公表するものとしたこと。(施行規則第100条の3関係)

(2) 留意事項

- ①この評価は、施行規則第104条により準用する第66条による自己評価の結果を踏まえて実施するものであり、自己評価の項目の見直し等も適切に判断すべきこと。
- ②各高等学校等においては、評価結果とともに、年間の授業計画や指導内容等を外部者に分かりやすい形で公表することが望ましいこと。
- ③評価と結果の公表に関しては、以下のように取り扱われたいこと。

1) 趣旨

高等学校等の専攻科に係る評価は、「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」(平成26年12月中央教育審議会答申)に基づく編入学制度の創設に伴い設けるものであり、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第62条で準用する法第42条の規定の趣旨を踏まえつつ、学校運営活動その他の状況を本科と分けて点検し、当該専攻科の質の改善につなげていくことが必要であること。

2) 評価者

評価者には、相当数の大学関係者や高等教育の評価を担う業務に従事する者等を入れることが必要であり、具体的には、各高等学校等の専攻科の課程に関する

大学等の学科の教員等が考えられること。

また、これらに加えて、各高等学校等の専攻科の設置の趣旨を踏まえた多面的な評価を行う観点から、専門職業人を加える等の体制によって実施することが考えられること。その際、施行規則第104条で準用する第67条による評価（以下「学校関係者評価」という。）と合同で実施することで、評価を多面的なものとすることも考えられること。

3) 評価項目

評価項目については、各高等学校等において適切に定めるべきものであるが、この評価制度が編入学制度の創設に伴い設けられることを踏まえ、少なくとも、施行規則第100条の2第1項に規定する基準に掲げる項目について、指導体制等を点検し、高等教育段階の教育を行うにふさわしいものであるかどうか等を点検する内容を含むべきものであること。

一方で、各高等学校等の専攻科の設置の趣旨を踏まえた、専門職業人の養成の観点等を含めた多面的な評価を行うことが適当であることから、学校関係者評価との役割分担を各高等学校等において適切に判断しつつ、多面的な評価を行える項目立てとすること。

4) 制度の開始及び頻度

この評価は、体制や評価項目等を十分に検討した上でできる限り速やかに実施されるべきものであること。なお、この評価を実施することは、大学に編入学することができる専攻科の課程の基準には含まれないこと。

評価の頻度については各高等学校等において適切に判断されるべきものであるものの、少なくとも運営体制の変化や教育課程の方針の変更等したような場合には実施するべきであり、毎年度の教育課程等の見直しに資するものとする観点からは、おおむね毎年度実施されることが適当であると考えられること。

5) 結果の公表

評価結果の公表方法については、各高等学校等に表簿を備え付け供覧できる状態とするだけでなく、修了者が編入学しようとする大学等における確認等に資するよう、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うこと。

また、当該高等学校等の専攻科に進学しようとする志願者や専攻科の生徒の家庭、その他地域や関係教育機関等に対して教育情報を公表する観点から、方法、形式等を検討すること。

公表の内容については、特に大学に編入学することができる専攻科の課程の基準等を満たすことが簡易に確認できるようにし、その内容が1.(3)③の証明書等としても利用できるよう配慮することが望ましいこと。

第3 大学、短期大学及び高等専門学校における、高等学校等の専攻科の課程における学修の単位認定について

(1) 概要

大学に編入学することができる専攻科の課程における学修で、大学、短期大学又は高等専門学校においてそれぞれの学校の教育に相当する水準を有すると認めたものについて、当該大学、短期大学又は高等専門学校が単位を与えることができることとしたこと。(平成28年文部科学省告示第62号関係)

第4 短期大学及び高等専門学校の専攻科の入学資格について

(1) 概要

大学に編入学することができる専攻科の課程の修了者は、短期大学又は高等専門学校の専攻科に入学することができることとしたこと。(施行規則第155条第2項、第177条関係)

(2) 留意事項

- ①大学に編入学することができる専攻科の課程の修了者であれば、改正法の施行以前に修了した者についてもそれぞれの専攻科の入学資格を有すること。
- ②入学資格を確認する手続等については、第2に述べた大学への編入学に関する手続を参照すること。
- ③修業年限を3年とする短期大学の専攻科への入学資格は、修業年限3年以上の高等学校等の専攻科の修了者に限って認められるものであること。

第5 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構において学士の学位を与えることができる者の追加

(1) 概要

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(平成28年4月1日より、「大学評価・学位授与機構」から「大学改革支援・学位授与機構」に名称が変更されている。)が学士の学位を与えることができる対象として、大学に編入学することができる専攻科の課程の修了者を加えたこと。(学位規則(昭和28年文部省令第9号)第6条関係)

(2) 留意事項

大学に編入学することができる専攻科の課程の修了者であれば、改正法の施行以前に修了した者についても学士の学位授与の基礎資格を有すること。

本件担当

(高等学校の専攻科に関すること)

文部科学省初等中等教育局

高校教育改革プロジェクトチーム

高校教育改革係

電話：03-5253-4111（内線2022）

(特別支援学校の高等部の専攻科に関すること)

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課企画係

電話：03-5253-4111（内線3193）

<お詫びと訂正>

「高等学校等の専攻科の課程を修了した者の大学への編入学制度の創設に係る関係省令・告示の施行について（通知）」（28文科初第35号）において、誤記がございましたので、以下の通り訂正させていただきます。

御迷惑をおかけいたしましたして申し訳ございませんが、御留意の程よろしくお願いいたします。

○P. 8

誤)

第3 大学、短期大学及び高等専門学校における、高等学校等の専攻科の課程における学修の単位認定について

第4 短期大学及び高等専門学校の専攻科の入学資格について

第5 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構において学士の学位を与えることができる者の追加

正)

第2 大学、短期大学及び高等専門学校における、高等学校等の専攻科の課程における学修の単位認定について

第3 短期大学及び高等専門学校の専攻科の入学資格について

第4 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構において学士の学位を与えることができる者の追加

○P. 8

誤)

第4（2）

③入学資格を確認する手続等については、第2に述べた大学への編入学に関する手続を参照すること。

正)

③入学資格を確認する手続等については、第1に述べた大学への編入学に関する手続を参照すること。

○文部科学省告示第六十三号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百条の二第一項第二号（同令第一百三
第三項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高等学校の専攻科のうちその課程を
修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基進を次のように定める。

平成二十八年三月二十日

文部科学大臣 馳 浩

高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の
基進

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 教育課程等

第一節 通則（第二条―第五条）

第二節 専攻科の通信制の課程の教育課程等の特例（第六条―第八条）

第三章 教員（第九条―第十一条）

第四章 施設（第十二条―第十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 学校教育法施行規則第百条の二第一項第二号（同令第一百三十三條第二項において準用する場
を含む。）の規定により、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の専攻科のう
ち、その課程を修了した者が大学に編入学することができるもの（以下「専攻科」という。）の課
程の基進については、この告示の定めるところによる。

第二章 教育課程等

第一節 通則

（単位の授与）

第二条 専攻科の課程においては、一の授業科目を履修した生徒に対しては、高等学校の定めるとこ
ろにより、審査、試験その他の高等学校の専攻科の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成
果を評価した上、単位を与えるものとする。

（各授業科目の単位数）

第三条 専攻科の課程における各授業科目の単位数は、高等学校において定める。

2 専攻科の課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科
目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、高等学校の専攻科の教

育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で高等学校が定める時間の授業をもって一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で高等学校が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、音楽等の学科における個人指導による実技の授業については、高等学校が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して高等学校が定める時間の授業をもって一単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、修了研究、修了制作等の授業科目については、これらの学修の結果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第四条 専攻科は、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱う授業で、同時かつ双方向に行われるも

のであって、当該専攻科において、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認められたものを、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業の方法により修得する単位数は、専攻科の全課程の修了に必要な総単位数のうち四分の三を超えないものとする。

(専攻科の全日制の課程又は定時制の課程における全課程の修了要件)

第五条 専攻科の全日制の課程又は定時制の課程における全課程の修了の要件は、当該課程に修業年限の年数以上在学し、六十二単位以上を修得することとする。

第二節 専攻科の通信制の課程の教育課程等の特例

(通信教育用学習図書等による授業科目の単位数)

第六条 専攻科の通信制の課程における通信教育用学習図書その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれらにより学修させる授業(次条において「通信教育用学習図書等による授業」という。)又は主として放送その他の多様なメディアを利用した指導による授業(第四条第一項に規定するものを除く。次条において「放送等による授業」という。)の授業科目について単位数を定めるに当たっては、第三條第二項及び第三項の規定にかかわらず、四十五時間の学修を必要とする通信教育用学習図書又は放送等による学修をもって一単位とする。

第七条 一の授業科目について、通信教育用学習図書等による授業又は放送等による授業と面接指導

による授業又は第四条第一項の方法による授業との併用により行う場合においては、その組合せに応じ、第三条第二項及び第三項並びに前条に規定する基準を考慮して、当該授業科目の単位数を定めるものとする。

(専攻科の通信制の課程における全課程の修了要件)

第八条 専攻科の通信制の課程における全課程の修了の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 当該課程に修業年限の年数以上在学し、六十二単位以上を修得すること
- 二 百二十単位時間（一単位時間の標準は五十分とする。）に当該課程の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の面接指導による授業を履修すること

第三章 教員

(専攻科の全日制の課程又は定時制の課程の教員数)

第九条 専攻科の全日制の課程又は定時制の課程における教員の数は、別表第一に定める数以上とする。

2 前項の教員の数の半数以上は、専任の教員（専ら当該専攻科における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。）でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は三人を下ることができない。

(専攻科の通信制の課程の教員数)

第十条 専攻科の通信制の課程における教員の数は、別表第二に定める数以上とする。

2 前項の教員の数の半数以上は、専任の教員でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は三人を下ることができない。

(専攻科の教員の資格)

第十一条 専攻科の教員は、次のいずれかに該当する者で、その担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- 一 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者で、当該専攻科の課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となるもの
- 二 専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四十一条第一号から第五号までに該当する者
- 三 その他前二号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第四章 施設

(校舎等)

第十二条 専攻科を置く高等学校の校舎には、当該専攻科の目的、生徒数、課程又は学科に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する教室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

2 専攻科を置く高等学校は、当該専攻科の目的に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

(専ら専攻科の全日制の課程又は定時制の課程の授業の用に供する教室の面積)

第十三条 専ら専攻科の全日制の課程又は定時制の課程の授業の用に供する教室の面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一 一の学科を置く場合 別表第三イの表により算定した面積

二 二以上の学科を置く場合 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ これらの学科のうち別表第三イの表第三欄の収容定員四十人までの面積が最大となるいずれか一の学科について同表により算定した面積

ロ これらの学科のうち前イの一の学科以外の学科についてそれぞれ別表第三ロの表により算定した面積を合計した面積

(専ら専攻科の通信制の課程の授業の用に供する教室の面積)

第十四条 専ら専攻科の通信制の課程の授業の用に供する教室の面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一 一の学科を置く場合 別表第四イの表により算定した面積

二 二以上の学科を置く場合 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ これらの学科のうち別表第四イの表第三欄の収容定員八十人までの面積が最大となるいずれか一の学科について同表により算定した面積

ロ これらの学科のうち前イの一の学科以外の学科についてそれぞれ別表第四ロの表により算定した面積を合計した面積

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表第一 専攻科の全日制の課程又は定時制の課程に係る教員数（第九条関係）

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	教員数
農業に関する学科、工業に関する学科、水産に関する学科、看護に関する学科及び福祉に関する学科	八十人まで	3
	八十一人から二百人まで	3+
		定数(四)100
		10

る学科（別表第二から別表第四までにおいて「農業に関する学科等」という。）	二百一人から六百人まで 六百一人以上	6 + 50 14 + 60	収容定員—200 収容定員—600
普通科、商業に関する学科、家庭に関する学科、情報に関する学科、理数に関する学科、体育に関する学科、音楽に関する学科、美術に関する学科、外国語に関する学科、国際関係に関する学科並びにその他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科並びに総合学科（別表第二から別表第四までにおいて「普通科等」という。）	八十人まで 八十一人から二百人まで 二百一人から四百人まで 四百一人以上	3 3 + 40 6 + 50 10 + 60	収容定員—80 収容定員—200 収容定員—400

備考

- 一 この表の算式中収容定員とあるのは、学科ごとの収容定員をいう（別表第二から別表第四までにおいて同じ。）。
- 二 全日制の課程と定時制の課程とを併せ置く場合においては、教育上支障がないよう、相当数の教員を増員するものとする。

別表第二 専攻科の通信制の課程に係る教員数（第十条関係）

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	教員数
農業に関する学科等	八十人まで	3
	八十一人から二百人まで	3 + 収容定員—80 60
	二百一人から八百人まで	5 + 収容定員—200 75
	八百一人から千七百人まで	13 + 収容定員—800 90
	千七百一人以上	23 + 収容定員—1700 105

普通科等	八十人まで	3
	八十一人から二百人まで	3 + 専任教員数—80 60
	二百一人から六百五十人ま で	5 + 専任教員数—200 75
	六百五十一人から千三百七 十人まで	11 + 専任教員数—650 90
	千三百七十一人以上	23 + 専任教員数—1370 105

別表第三 専ら専攻科の全日制の課程又は定時制の課程の授業の用に供する教室の面積（第十三条関係）

イ 基準面積の表

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	面積（平方メートル）
農業に関する学科等	四十人まで	260
	四十一人以上	260+3.0×（専任教員数—10）
普通科等	四十人まで	200

加算面積の表	四十一人以上	200+2.5×（専任教員数—10）
--------	--------	--------------------

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	面積（平方メートル）
農業に関する学科等	四十人まで	180
	四十一人以上	180+3.0×（専任教員数—40）
普通科等	四十人まで	140
	四十一人以上	140+2.5×（専任教員数—10）

別表第四 専ら専攻科の通信制の課程の授業の用に供する教室の面積（第十四条関係）

イ 基準面積の表

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	面積（平方メートル）
農業に関する学科等	八十人まで	260
	八十一人以上	260+1.8×（専任教員数—80）
普通科等	八十人まで	200
	八十一人以上	200+1.5×（専任教員数—80）

加算面積の表	学科ごとの収容定員の区分	面積（平方メートル）
学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	面積（平方メートル）

農業に関する学科等	八十人まで 八十一人以上	180 180+1.8×(収容定員-80)
普通科等	八十人まで 八十一人以上	140 140+1.5×(収容定員-80)

愛知総合工科高等学校専攻科教育課程(平成28年度入学者用)概要

【1年前期】

コマ数(週あたり)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
学科	コース	普通教科共通履修科目							専門科目共通履修科目													
産業システム (Industrial Systems)	生産システム (Production System)	文章表現 I (2単位)	基礎数学 I (2単位)	線形代数 I (2単位)	物理学 I (2単位)	英語 コミュニケーション I (4単位)	体育実技 I (1単位) 集中履修	生産システム実習 I (2単位)		総合実習 I (2単位)		制御工学 I (2単位)	工業力学 I (2単位)	機械 機構学 (2単位)	電気理論 (2単位)	安全工学 I (1)	ホーム ルーム (1)					
	情報システム実習 I (2単位)							総合実習 I (2単位)		組込 ハードウェア 技術 I (2単位)	組込 ソフトウェア 技術 I (2単位)		電子回路 I (2単位)									
先端技術 システム (High Technology Systems)	自動車 ・ 航空産業 (Automotive & Aviation Industry)							自動車・航空産業実習 I (2単位)		総合実習 I (2単位)			工業力学 I (2単位)	機械 機構学 (2単位)	航空工学 I (2単位)							
	エネルギー 産業(Energy Industry)							エネルギー産業実習 I (2単位)		総合実習 I (2単位)			電気理論 I (2単位)	電力技術 I (2単位)	電子回路 I (2単位)							

【1年後期】

コマ数(週あたり)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
学科	コース	普通教科共通履修科目							専門科目共通履修科目													
産業システム (Industrial Systems)	生産システム (Production System)	文章表現 II (2単位)	基礎数学 II (2単位)	線形代数 II (2単位)	物理学 II (2単位)	英語 コミュニケーション II (4単位)	体育実技 II (1単位) 集中履修	生産システム実習 I (2単位)		総合実習 I (2単位)		生産管理 技術 I (2単位)	工業力学 II (2単位)	材料学・ 材料力学 I (2単位)	熱力学 (2単位)	安全工学 II (1)	ホーム ルーム (1)					
	情報システム実習 I (2単位)							組込 ハードウェア 技術 II (2単位)	組込 ソフトウェア 技術 II (2単位)				電子回路 II (2単位)									
先端技術 システム (High Technology Systems)	自動車 ・ 航空産業 (Automotive & Aviation Industry)							自動車・航空産業実習 I (2単位)					総合実習 I (2単位)		工業力学 II (2単位)			材料学・ 材料力学 I (2単位)	電気理論 (2単位)			
	エネルギー 産業(Energy Industry)							エネルギー産業実習 I (2単位)					総合実習 I (2単位)		電気理論 II (2単位)			電力技術 II (2単位)	電子回路 II (2単位)			

【備考】

- ・1コマは90分
- ・1コマで、講義(座学)は年間4単位、実習は年間1単位とする。

愛知総合工科高等学校専攻科教育課程(平成28年度入学者用)概要

【2年前期】

コマ数(週あたり)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20				
学科	コース	普通教科共通履修科目				専門科目共通履修科目																			
産業システム (Industrial Systems)	生産システム (Production System)	微分・積分 I (2単位)	英語 コミュニケーション III (2単位)	科学技術 英語 I (2単位)	体育実技 III (1単位) 集中履修	生産システム実習 II (2単位)				総合実習 II (2単位)				総合実習 III (1単位)				生産管理 技術 II (2単位)		流体力学 (2単位)	材料学・ 材料力学 II (2単位)	弾塑性 力学 I (2単位)	パワー エレクトロ ニクス I (2単位)	キャリア ア プ ラ ン ニ ン グ I (1)	ホーム ル ーム (1)
	情報システム (Information System)					組込 ハードウェア 技術 III (4単位)		組込 ソフトウェア 技術 III (2単位)												通信 システム 工学 I (2単位)					
先端技術 システム (High Technology Systems)	自動車 ・ 航空産業 (Automotive & Aviation Industry)					流体力学 (2単位)	材料学・ 材料力学 II (2単位)	自動車 工学 I (2単位)	設計製図 (2単位)																
	エネルギー 産業(Energy Industry)					電気理論 III (4単位)		電気機器 I (2単位)	通信 システム 工学 I (2単位)																

【2年前期】

コマ数(週あたり)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20				
学科	コース	普通教科共通履修科目				専門科目共通履修科目																			
産業システム (Industrial Systems)	生産システム (Production System)	微分・積分 II (2単位)	英語 コミュニケーション IV (2単位)	科学技術 英語 II (2単位)	体育実技 IV (1単位) 集中履修	生産システム実習 II (2単位)				総合実習 II (2単位)				総合実習 III (1単位)				制御工学 II (2単位)		弾塑性 力学 II (2単位)	パワー エレクトロ ニクス II (2単位)	計測 (2単位)	電子機械 制御 (2単位)	キャリア ア プ ラ ン ニ ン グ II (1)	ホーム ル ーム (1)
	情報システム (Information System)					組込 ソフトウェア 技術 IV (2単位)	通信 システム 工学 II (2単位)	ネットワーク システム (4単位)																	
先端技術 システム (High Technology Systems)	自動車 ・ 航空産業 (Automotive & Aviation Industry)					自動車 工学 II (2単位)	航空 工学 II (2単位)	計測 (2単位)	熱力学 (2単位)																
	エネルギー 産業(Energy Industry)					電気機器 II (2単位)	通信 システム 工学 II (2単位)	計測 (4単位)																	

【備考】

- ・1コマは90分
- ・1コマで、講義(座学)は年間4単位、実習は年間1単位とする。

【専攻科】 教育課程編成表

令和8年度入学生用

(1) 高度技術科

部門	コース	科目	単位数	実施時期と単位数				備考
				1年		2年		
				前期	後期	前期	後期	
一般	全コース	文章表現Ⅰ	2	2				
		文章表現Ⅱ	2		2			
		人文科学基礎	2				2	
		社会科学基礎	2				2	
		アジア文化論	2				2	
		線形代数Ⅰ	2	2				
		線形代数Ⅱ	2		2			
		微分・積分Ⅰ	2	2				
		微分・積分Ⅱ	2		2			
		物理学Ⅰ	2		2			
		物理学Ⅱ	2				2	
		英語コミュニケーションⅠ	2	2				
		英語コミュニケーションⅡ	2		2			
		英語コミュニケーションⅢ	2				2	
		英語コミュニケーションⅣ	2				2	
		中国語	2				2	
		体育実技Ⅰ	1	1				
		体育実技Ⅱ	1		1			
		体育実技Ⅲ	1				1	
		体育実技Ⅳ	1				1	
共通専門	全コース	生産管理技術Ⅰ	2		2			
		生産管理技術Ⅱ	2				2	
		データサイエンス	2	2				
		制御工学Ⅰ	2	2				
		制御工学Ⅱ	2				2	
		安全工学	1	1				
		キャリアプランニング	1	1				
		技術者倫理	2					2
		総合演習Ⅰ	2		2			
		総合演習Ⅱ	2				2	
		総合実習Ⅰ	8		8			
		総合実習Ⅱ	8				8	
コース専門	自動車・航空コース	機械製図	2		2			
		材料学	2	2				
		材料力学Ⅰ	2	2				
		材料力学Ⅱ	2		2			
		機械機構学	2		2			
		熱力学	2				2	
		流体力学	2				2	
		自動車工学Ⅰ	2				2	
		自動車工学Ⅱ	2				2	
		航空工学Ⅰ	2				2	
		航空工学Ⅱ	2				2	
		電気理論	2				2	
		計測	2				2	
		プログラミング基礎	2	2				
		情報通信・ネットワーク	2				2	
	自動車・航空実習Ⅰ	8		8				
	自動車・航空実習Ⅱ	8				8		
	電気・制御コース	電気回路Ⅰ	2	2				
		電気回路Ⅱ	2		2			
		電気磁気学Ⅰ	2	2				
		電気磁気学Ⅱ	2		2			
		電子回路Ⅰ	2				2	
		電子回路Ⅱ	2				2	
		デジタル回路	2		2			
		電気計測	2				2	
		電気機器	2				2	
		通信工学	2				2	
電力技術		2				2		
パワーエレクトロニクス		2				2		
プログラミング基礎	2	2						
応用制御	2				2			
情報通信・ネットワーク	2				2			
電気・制御実習Ⅰ	8		8					
電気・制御実習Ⅱ	8				8			
合計		116	21	37	21	37		

【専攻科】 教育課程編成表

令和8年度入学生用

(2) 先端技術科

部門	コース	科目	単位数	実施時期と単位数				備考
				1年		2年		
				前期	後期	前期	後期	
一般	全コース	文章表現Ⅰ	2	2				
		文章表現Ⅱ	2		2			
		人文科学基礎	2				2	
		社会科学基礎	2			2		
		アジア文化論	2				2	
		線形代数Ⅰ	2	2				
		線形代数Ⅱ	2		2			
		微分・積分Ⅰ	2	2				
		微分・積分Ⅱ	2		2			
		物理学Ⅰ	2		2			
		物理学Ⅱ	2			2		
		英語コミュニケーションⅠ	2	2				
		英語コミュニケーションⅡ	2		2			
		英語コミュニケーションⅢ	2			2		
		英語コミュニケーションⅣ	2				2	
		中国語	2			2		
		体育実技Ⅰ	1	1				
		体育実技Ⅱ	1		1			
体育実技Ⅲ	1			1				
体育実技Ⅳ	1				1			
共通専門	全コース	生産管理技術Ⅰ	2		2			
		生産管理技術Ⅱ	2			2		
		データサイエンス	2	2				
		制御工学Ⅰ	2	2				
		制御工学Ⅱ	2			2		
		安全工学	1	1				
		キャリアプランニング	1	1				
		技術者倫理	2				2	
		総合演習Ⅰ	2		2			
		総合演習Ⅱ	2				2	
		総合実習Ⅰ	8		8			
総合実習Ⅱ	8				8			
コース専門	情報・ITコース	コンピュータリテラシー	2	2				
		IT工学基礎	2	2				
		コンピュータアーキテクチャ	2		2			
		情報通信・ネットワーク	2	2				
		ソフトウェア工学	2		2			
		デジタル回路Ⅰ	2		2			
		デジタル回路Ⅱ	2			2		
		IT・AI数学基礎	2			2		
		アルゴリズム・データ処理	2				2	
		電子回路	2				2	
		デジタル信号処理	2				2	
		言語設計基礎	2			2		
		情報理論	2				2	
	IT活用技術	2				2		
	コンピュータ応用解析	2			2			
	情報・IT実習Ⅰ	8		8				
	情報・IT実習Ⅱ	8				8		
	電子・ロボットコース	機械製図	2		2			
		材料学	2	2				
		材料力学Ⅰ	2	2				
		材料力学Ⅱ	2		2			
		機械機構学	2		2			
		ロボット工学	2			2		
		電気理論	2				2	
		計測	2				2	
		電子回路Ⅰ	2			2		
電子回路Ⅱ		2				2		
IT工学基礎		2	2					
プログラミング		2			2			
パワーエレクトロニクス		2				2		
情報通信・ネットワーク	2			2				
応用制御	2				2			
電子・ロボット実習Ⅰ	8		8					
電子・ロボット実習Ⅱ	8				8			
合計		116	21	37	21	37		